

平成 2 9 年

建設委員会会議録

と き 平成 2 9 年 9 月 2 5 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会建設委員会

日 時 平成29年 9月25日（月） 午前10時00分～午後 2時55分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第2委員会室

出席委員 委員長 たけうち 忍 君 副委員長 いながわ 貴之 君
委員 大沢 真一 君 委員 横山 由香理 君
委員 新妻 さえ子 君 委員 安藤 たい作 君
委員 筒井 ようすけ 君 委員 西本 貴子 君

出席説明員 藤田 都市環境部長 中村 都市計画課長
長尾 住宅課長 高梨 木密整備推進課長
稲田 都市開発課長 東野 まちづくり立体化担当課長
鈴木 建築課長 小林 環境課長
工藤 品川区清掃事務所長 松代 防災まちづくり部長
曾田 災害対策担当部長 今井 土木管理課長
兼 危機管理担当部長
桑波 交通安全担当課長 多並 道路課長
兼 用地担当課長
溝口 公園課長 持田 河川下水道課長
古巻 防災課長 川部 防災安全担当課長

○午前10時00分開会

○たけうち委員長

ただいまから、建設委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、「議案審査」「請願・陳情審査」「報告事項」および「その他」を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は7名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中で1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

1 議案審査

(1) 第60号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

○たけうち委員長

それでは、まず、予定表1の議案審査を行います。

初めに、第60号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○桑波田交通安全担当課長

それでは、第60号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例について、資料に基づいて説明させていただきます。

まず、1の改正理由・内容でございますが、まず改正内容は、西大井駅前ロータリー歩道上および西大井広場公園横の立会道路歩道上への駐輪施設の設置・拡張に伴いまして、別紙でお配りしております条例の別表第2の西大井駅区営自転車等駐車場に番地を追加するものです。

理由につきましては、西大井駅は既設駐輪場の利用率が全体で85.1%と高い状態であります。また、駅周辺の放置自転車対策の要望もあります。この対策のため、資料中段の地図、赤色の部分2カ所に駐輪施設を設置いたします。資料の地図、西大井駅右側の赤色の部分が駅前ロータリーで、写真は右側の「駅前歩道」と記載のある赤線で囲った箇所に設置いたします。もう1カ所は、地図の西大井広場公園、赤色部分、立会道路歩道上に、写真は左側の「公園前歩道」と記載のある赤線で囲った箇所に設置いたします。

また、地図の青色で示されています既設駐輪場につきましても、混雑緩和を図るため、ラック幅を広げる、または平置きスペースの設置などの改修を行ってまいります。

2の設置台数でございますが、西大井駅前ロータリー歩道上に20台、西大井広場公園横の立会道路歩道上に43台、計63台設置いたします。

なお、当日利用でご利用いただきます。

3の工事時期でございますが、平成29年1月から平成30年2月までを予定しており、4の施行期日は、平成30年3月1日からとし、同日より運用を開始いたします。

5の新旧対照表につきましては、別紙のとおりとなります。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○大沢委員

先ほど、説明の中で平置きということでお話がありましたけれども、近年、自転車の使用車種というか、使用する自転車の形が変わってまいりまして、以前にも大森の時も議論があったかと思えますけれども、そこら辺はこの駐輪場においては、どのように意識をされ、どのような形の駐輪ラックを設置されるのか教えていただきたい。

○桑波田交通安全担当課長

平置きの関係ですけれども、こちらにつきましては、駐輪ラックの既に設置してあるところ、こういったものがまだ幅が狭い箇所がありますので、そういったものをラックを取り外しまして、そちらのほうに区画線だけを引いて、そのスペースに置いていただくようにするものでございます。

また、新設する63台につきましては、こういった大型車にも既に対応できるように、間隔の広い、設置幅の広いラックを設置して対応できるようにやっていくものでございます。

○大沢委員

今のイメージする自転車、前のハンドルのところと、後ろの荷台のところ、昔は私たちはつけましたけれども、今は標準装備になって、それなりの頑丈なつくりになって、なおかつ、電動付自転車ということで非常にながさが大きくなっているのですけれども、その部分で、この測定の後に設計はしたと思われるのですけれども、今後、仮にこの部分で、通行上、予期できない混雑を招くことが予想されるのですけれども、そこらあたり、軽く予想をされるようなこと、どのようなことが予想され、あるいは、どのようなことを想定されているのか教えてください。

○桑波田交通安全担当課長

今回、2カ所の歩道上に設置をさせていただきますけれども、まず、駅前ロータリーにつきましては幅4mということで場所を確保しております。

また、広場公園脇につきましては2m、こちらは通常、人が通るのに0.75m必要ということで、ここは2mありまして、車椅子の方が相互に通行できるような幅で2mということでとっております。

また、ここは人も、一般の方の往来もございますけれども、公園の脇につきましては、自転車を通常は壁に沿って斜めに置くような、後ろに引き出すような感じで駐輪スペースはいつもつくっているのですけれども、この公園脇につきましては、壁に沿って平行に自転車を置いて、歩行者空間へは干渉しないようなつくりにしておりますので、そういったところも配慮しております。

また、自転車に関しても、この辺のところは、降りていただいて駐輪するようなご案内も、今後していくように考えているところでございます。

○大沢委員

いずれにしても、2カ所ありますうち西大井広場のところ、近くにメイプルセンターもあります、ちょっと行けば保育施設もあるので、ここらあたりの往来は十分に気をつけながら事故のないように、先ほども冒頭にお話をしましたように、最近つくられている自転車は非常に頑丈にできております。昔の自転車と違って、何かあった場合のけがの度合いが以前よりは多分ひどくなるのではないかということが予想されますので、そこらあたりに十分配慮しながら計画を進めていただきたいと思います。

○安藤委員

慢性的に不足していると書いてありますけれども、63台の設置で足りるのか、利用者の実態、現在、足りていなくてとめられないという方は、どういう方なのか、把握していらっしゃるのか伺います。

駅を利用して通勤する方はかなり多いと思うのですけれども、自転車で駅の近くまで行って通勤するという方もいると思うのですけれども、どれぐらいを占めているのかお伺いしたいと思います。

あともう1つは、大森駅前住宅の歩道の駐輪場設置でもめた経緯があると思うのですけれども、その教訓はどのように生かしていくのか、また整備計画に反映させたのか伺いたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長

駐輪場の設置ということで、63台ということで計画しておりますけれども、現在、既設駐輪場もあわせて改修していくのですが、こちらの定期のキャンセル待ちの方が40台ほどいらっしゃいます。また、施設が古くて入らない、大きいものに対応できないものも多数ございますので、そういった方、改修工事と増設をする63台を合わせまして、キャンセル待ちの方は使用できるようになると考えております。

また、今回、歩道上に設置するのですが、地元の町会の方、西大井一丁目町会、連合町会長、また、それを拡大して周りの離れたところも6町会あわせてご説明をさせていただきました。そういった意見を聞きながら計画を進めているところでございます。

○安藤委員

わかりました。

前段の部分ですけれども、既設のほうで定期のキャンセル待ちが40台ということですが、今回、当日利用ということになります。1日150円かかるとなると、キャンセル待ち、定期を待っている方にはニーズとしてはかみ合わないのではないかと思います。駐輪場自体を増やすというのは自転車を奨励していくということで非常にいいことだと思うのですが、せっかくだとすれば、そういった現在の利用者の方のニーズを合わせていく必要が今後あると思うのです。当日利用だけというのは、ちょっと見直したほうがいいのではないかと思います。そこら辺についてはいかがでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

今回、当日利用ということで外のほうに増設するのですけれども、あわせて既設の駐輪場も当日利用がありまして、そういったところを既設の駐輪場の中の当日利用も一部定期のほうに変えてやるということで、そういったふう当日をつくることによって定期の方もカバーするという考えで実施しているところでございます。

○安藤委員

わかりました。そこら辺の工夫をしていただきたいと思います。

それと、より使いやすい駐輪場という意味では、先ほど、形状の工夫はわかりました。大事なことだと思います。

短時間無料枠というのは民間では当たり前に行っているのですが、1回とめると150円絶対にかかります。短時間、買い物とか、メイプルセンターの講座に行くとか、2時間枠とか、無料枠とかを設けるべきだと思うのですけれども、そこら辺は設ける考えはおありでしょうか。設けていただきたいと思います。設けないというのであれば、なぜなのか、その理由も伺います。

○桑波田交通安全担当課長

時間の関係なのですけれども、こちらは、料金につきましては、やはり区営の駐輪場でございますので、通勤・通学でお使いいただく方に受益者負担という考えで使用料をお支払いいただくと。また、民間もそういったものがあるのですけれども、こちらは無造作に短時間としますと、本当に真に使用したい、

通勤・通学で時間で使いたいという方があふれてしまって使えなくなるという状況もございますので、無料ということは現在考えているところではございません。

○新妻委員

ありがとうございました。63台増えるということで、少しここら辺が緩和されるのかなと思います。

今、キャンセル待ちが40台というお話がありましたが、既存のところは少しそこが定期が増えるというお話でしたけれども、この40台全てが既存のところでは定期がまかなえるということにはならないのですか。その1点確認。

あと、歩道に駅前も公園の横も設置をされますが、自転車をとめるとき、歩行者との事故が防げるような、とめるときには自転車は歩いてとめましようとか、何か少し歩行者と自転車をとめる方との事故がないような看板ですとか注意を促すようなことを少ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

既設の駐輪場の中にも当日と定期がありまして、こういったものを改修することによって、キャンセル待ちは解消されると読んでおります。

それと、注意喚起ですけれども、こちらについては、看板等を設置しながら注意喚起は図っていきたいと考えております。

○横山委員

3点ほどお聞かせいただきたいと思います。

放置自転車に対しての今後の鉄道事業者との協力のあり方について確認をさせていただきたいと思っております。

また、この地域はファミリー層もわりと多い地域で、大型のチャイルドシート付電動アシスト式自転車などの自転車に対応したラックを使ったりですか、スペースを用いていくというご説明を今いただいたのですけれども、今後、ほかの地域ですとかいろいろ地域性やご利用の方のニーズにもよってくるかとは思うのですけれども、区としての大きな方向性といいますか、新しく開設したり、改修していく際に、そういった方向で今後やっていくのかどうかという、全体の方向性を確認させていただきたいと思っております。

また、当日利用と定期利用のお話も今出てきたのですけれども、ほかの資料とかを拝見させていただいたときに、定期利用と当日利用で、当日利用のほうが多いようなデータがあったりという部分もあるように感じているのですけれども、そこもまた地域の格差というか、ニーズの違いもあるかと思うのですが、区として、定期と当日の配置のバランスというところを今どのように把握をされていて、西大井では何が適正の配置というふうに考えていらっしゃるのか、その3点をお願いいたします。

○桑波田交通安全担当課長

まず放置自転車の関係なのですけれども、こちらは撤去の台数、昨年度、平成28年度と平成27年度を比べますと、やはり警告撤去台数は、この地区は増えている状況でございます。

また、鉄道事業者とも、いろいろ各種キャンペーンや広報活動を通じながら連携を図っておりますので、撤去活動とあわせて、その辺は連携を図っていきたいと考えております。

また、チャイルドシート付自転車のスペースの関係ですけれども、こちらでも地区によっていろいろ差はあるのですけれども、こちらも多い状況にありますので、そういったところを改修していくということと、あと、今後、全体的なもの、需要といいますか、台数的なものもありますけれども、差があるの

ですが、そういった全体的なものを来年度以降いろいろ調査しながら、どうあるべきなのかというのは考えてまいります。

また、当日と定期ですけれども、定期利用は限られた方が自分の場所でずっと使うということなのですけれども、当日につきましては、あいていれば誰でも使えますので、入れかわりたちかわりいろいろな自転車が入ってきますので、そういった面からいきますと、やはり定期に比べますと当日のほうは利用率が高くなっていくというところがございます。

○横山委員

ありがとうございます。引き続き、鉄道事業者とは、放置自転車が多少解消された後も、キャンペーンですとか告知等で、引き続き、連携をお願いしたいと思います。

あと、チャイルドシート等のスペースの問題、そして管理のほうでも補助が必要な方がいらしたときには、管理のほうでケアしたりということで、ハード面とソフト面両方で対策をお願いしながら、今後全体的な考え方というところで調査を進めていただけたらと思います。

また、当日、定期の件ですけれども、当日利用のほうがやはり使い勝手がよろしいということもあるのか、利用率が高いというような、今、データが入ってきているということでお聞きいたしました。これからまたニーズもさまざま変わってくるかと思うのですけれども、その地域のご利用のデータをしっかりとっていただきまして、適正な当日利用、定期利用、その辺のフレキシブルに対応していただきますように、要望で終わらせていただきます。

○西本委員

まずお聞きしたいのは、この増設、63台とありますが、通勤の方々を対象としたものとして考えているのでしょうか。まずそこをお聞きしたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長

まず、こちらは当日ということでやらさせていただきますけれども、通勤・通学の方もご利用いただけますし、短時間、定期に入らない、本当に毎日ではなくても週に何回かぐらいしかお使いいただかないという方もいらっしゃいますので、そういった方にもお使いいただけるように考えて計画しているところでございます。

○西本委員

ここは通勤者・通学者が非常に多いのですけれども、そのほかに平日の利用としては、困っていることに、西大井駅の周辺は商店が多いのです。スーパーがあったり、コンビニがあったり、あと、メイプルセンターもあります。メイプルセンターはメイプルセンターで駐輪場は確保されている状況で、そこにも駐輪してきますから、ここはだめということを注意喚起しながらやってはいるのですが、ただ問題だなと常々思っているのは、店舗がどういう考えを持って自転車対策をされているのかと思うのです。結局その対策がされていないから流れてきてしまうということがあるわけではないですか。なので、ただ単に通勤・通学の方々のためにというふうに台数を増やしたと言っても、これでまかない切れるのかということです。この地域のことを考えたときに、本当の必要な台数をどのように考えられているのか。それから、全体の状況の責任をどういうふうに考えて、放置自転車への対策を考えているのかということをお聞きします。

○桑波田交通安全担当課長

放置の関係なのですけれども、この駅前ロータリーを中心に、コア・スターレの前ですとか、ジェイタワーの前だとか、こういったところもやはり放置しているということで、地元の方のお声もいただい

ております。こちらもそういったところがございますので、放置禁止区域に入っていますので、こちらでも撤去活動をするとともに、また、既設の駐輪場の改修等もやっていきますので、そういった中で当日利用で使える方も台数を増やすことによってでできますので、その辺で解消したいということと、あと、近隣の方とも、お店の方、鉄道事業者も含めまして、そういった問題の共有ですとか、話し合いの場を設けながら対策等も今後も進めていきたいと考えております。

○西本委員

当然、認識を高めてもらいたいという思いがあります。

というのは、コア・スターレの下のところの広場があります。あそこの広場の、幾つか店舗が入っています。そこには自転車は入れないようになっているのです。入ってはいけないという形になっているのです。でも、おかしいのです。品川区の現状を考えると、自転車で買い物に来るとするのは当たり前の話であって、それをやめてくださいとは言えないわけです。そうなったときに、なぜあそこを締め出すのですかという話です。自分たちの店に来ているお客さんに対して、自転車対策をなぜとらないのでしょうか。そのために通勤・通学に必要な方々が使えなくなっている。両者にとっても使いにくくなっているという現状があるのです。そうしたら、あそこのコア・スターレの前のところも広場があるわけですから、そこもある程度の利用者に対する対策を考えていただければいかがですか。そうしたら、すぐに何台か、30台、40台はカバーし切れるスペースがあると思います。その上で拡張するとなれば、本当に必要な人、1日通勤・通学に必要な方々に優先的に使う可能性はあると思うのですが、そういう対策をとらないと、もちろん逆の方に言えば、あそこに駐輪場ができてしまえば通勤・通学の方がそこにとめてしまうというケースもなきにしもあらずというところもありますけれども、ただ、今の状況だと、どうも区のほうに放置自転車、自分たちもその要因をつくっているということを、どこまで認識をして商売されているのか、店舗を運営されているのかということが非常に疑問に毎回毎回思うのです。そこはどのような話をされていますか。

○桑波田交通安全担当課長

お店のほうに買い物に来られる方、そういったものはやはり店舗の顧客の方でございますので、その辺のところはお店もなかなかすぐにだめだということは言えないような心境的にはあると思います。そういったところで、今回、2カ所を設置させていただきますので、地元とは引き続きそういった対策について、いろいろ話し合いをしながら考えていきたいと考えております。

○西本委員

この件はちょっとしつこく質問させていただきます。コア・スターレだけではないです。ジェイタワーのところもそうです。ジェイタワーのところも自転車を入れてはいけないのです。でも、あそこにも病院もあれば、お店もあれば、そういう施設が入っているのです。だけど、あそこの広場のところには自転車を入れてはいけない。そうすると、結局、しょうがなく路上にとめるのです。あそこはそういう締め出しをしておいているという現状があるわけです。そこもしっかりとみんなで協議をしながら、利用される側も自転車対策を非常に重要視してほしいのです。その上で品川区の自転車対策が出てくると思うので、地域の人たちと話し合う、商店街の店舗としっかりと話されていないと思うのです。さっきの話ですと、町会長と話し合ったと言いますが、それ以前に、やはりあそこの放置自転車の問題として、JRだけではないわけです。店舗のそういう状況、さまざまなニーズがあるということをごだけ知っていただいて、それぞれの責任下において対策をとっていただかなければいけないという部分があると思うのです。何もこちらで全部やる必要もないだろうと思うし、その分析をきっちりして

いただいて自転車対策をとっていただきたいと思います。

最後に、外設のほうがあります。あそこは3階でしたか、屋上まで入れると3階、あれはもっと高くする、あそこはJRの新幹線があるので無理だとは思いますが、その自体をもうちょっと大きくするとかということは可能なのでしょうか。

それと、63台設置したけれども、でも、実際、どのぐらい台数があれば解消できるというふうに踏んでいるのか。63台でオーケーとなるのか、もっと将来的には、あと200台、300台という対応をしていかなければならない現状なのか、そこを教えてください。

○桑波田交通安全担当課長

またお店とも引き続きそういった話し合いといいますか、相談させていただきながら、いろいろ地権者の関係ですとかもあると思いますので、その辺は引き続きやっていきたいと思います。

また、既設の駐輪場ですけれども、こちらは今、3階まで使っております。3階のほうのラックも非常に古い状況でございますので、そういった関係で利用率も下がっているというところがありますので、こちらを改修しまして使いやすいラックを入れていこうと思います。とりあえずは、今、63台設置することによってキャンセル待ちの方はお使いいただけるようになるというふうに読んでおります。

また、今後、人口等も増加するというような、新しいマンションの建設等があれば増えてまいりますので、その辺も総合的に、来年度以降、いろいろな区内の駐輪場の需要等も考慮しながら検討していきたいと考えております。

○いながわ副委員長

何点かお伺いしたいのですが、駐輪場、とめるはとめるのですが、多くは利用しないのですけれども、これ、料金の徴収方法といいますか、スクエア荏原みたいに、ガチャんとやって、有人ではなくて無人のそういった感じのものがここにできるというイメージでいいのかなのかということとが1点。

前にも質問したことがあるのですが、先ほど、大沢委員からもあったように、やはり自転車の構造がだんだん普通より重たくなってきているということが事実なので、前輪だけが乗るような仕組みなのか、それとも全体が上に上がるような仕組みなのか、どんな仕組みの駐輪形式なのかということをお教えてください。

○桑波田交通安全担当課長

今回つくるものは、当日利用ということで、前輪を入れて電磁ロックでロックがかかる。それで自転車がロックされる状況になりますので、精算するときには精算機にお金を入れていただいて解除されて引き抜くというようなものを入れる予定でございます。

駐輪場の駐輪のラックにつきましても、これは区内ばらばらで、いろいろなタイプのものがありますので、前輪だけ入るもの、上に上げなければいけないものですか、後ろもついているもの。後ろについているものも下にローラーがついていまして、出し入れするときに動くようになっていますので、動くことによって隣の自転車を出しやすくする、そういったものもございますし、現在実施しています幅を広げることによってスペースをとって出し入れしやすくするようなものがございます。今回につきましては、電磁ロックでロックをして、150円入れて精算するときにはロックが解除されるというものを導入します。

○いながわ副委員長

今、そういう無人のものだと、その無人の精算機というのは、基本的にどこに設置するのか。場所的

には、西大井公園の入口の公園歩道と駅前があるのだけれども、駅前はそんな多くの台数、20台か、どんなふうにしていくのか、どこに機械を置くのかということが1点。

あと、先ほど、今回の駐輪とはちょっと離れて大変申し訳ないのですけれども、ばらばらな方式の駐輪場があるという話で、要するに、前輪も後輪も全部乗ってローラー式になっているというイメージなのですけれども、そうなったときに、スタンドを上げないわけですね。上げないと、軽い自転車はそのまま入っていきますけれども、例えば、先ほどあったように、電動式だと、自重が重いので、前輪だけでは支え切れなくなってしまうので、今回の審議とは多少離れてしまって恐縮なのだけれども、そういうものがあるのだったら、自転車もだんだん変わってくる中に対応できる駐輪場に早急にしたほうがいいと思いますので、その辺について教えてください。ご答弁を。

○桑波田交通安全担当課長

まず、精算機の関係なのですけれども、公園前の歩道につきましては、この地図に示した赤色の2カ所のところ、それぞれ精算機を端のほうに1台ずつ、公園前歩道につきましては2台の精算機をつけます。駅前の歩道につきましては、この写真で入れさせていただいていますこの手前のほう、4mと書いてあるこの植栽のところ、1台設置するように計画しております。

また、駐輪ラックの関係なのですけれども、あわせてどうしても使い勝手の悪いものもありますし、前輪が深く入るものもありますけれども、そういったものも含めまして、今後また新しく増設ですとか改修をする際に、そういったものに対応できるように改修していきたいと考えております。

○いながわ副委員長

公園前の歩道で2カ所端のほうに精算機をつくるというのですけれども、その辺は、おそらく駅を利用する方々なので、精算機を設置する場所は、利便性に富んだ、端は端でいいのですけれども、これは100mぐらいあるのですか。僕はわかりませんが、そんなにはないですか。うまく設置をしていただきたいと思います。区民の皆様の利便性をしっかり考えていただきたいと思いますので、よろしく願います。何かあれば一言。

○桑波田交通安全担当課長

公園前歩道につきましては、2つ合わせますと全長で66mほどございまして、その手前側のほうの1個と、奥のほうは、この中間点あたりにつけるように計画しております。

○いながわ副委員長

ありがとうございます。

○西本委員

この地図の中で確認だけです。西大井保育園はどこですか。これ、西大井保育園と書いてある。これは場所が違いますか。

○桑波田交通安全担当課長

地図が間違っておりまして、申し訳ありません。

地図でいきますと、現在は、「森前」と書いてありますこちらのほうに移転しているところでございます。

○たけうち委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各党派等の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来から願います。

○大沢委員

自民党、賛成です。

○新妻委員

公明党、賛成いたします。

○安藤委員

賛成ですが、鉄道事業者の努力が第一なのですけれども、今回、環境にも健康にもよい乗り物である自転車を奨励し、利用してもらう環境整備が進むことはよいことですので、賛成いたします。

○いながわ副委員長

民進党・無所属クラブとして、賛成します。

○筒井委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。先ほど、質問で述べさせていただきました。地域ぐるみでという意味での放置自転車対策を心がけて、ぜひお願いしたいと思います。

○たけうち委員長

それでは、これより第60号議案 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(2) 第61号議案 品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例

○たけうち委員長

次に、第61号議案 品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○多並道路課長

私からは、第61号議案 品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

本議案は、国の道路標識、区画線及び道路表示に関する命令、いわゆる標識令と言われている省令ですが、これが改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

今回の議案の改正内容につきましては、お手元のA4、1枚の概要を示した資料と、新旧対照表をもってご説明させていただきます。

まずは、「品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」と題したA4の資料をご覧ください。

まず、1の経緯でございます。

本条例は、平成23年5月に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を

図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる「地域主権一括法」と言われている法律によりまして、道路法が改正されました。これにより、道路標識のうち、案内標識および警戒標識等の寸法について、標識令で定める基準を参酌して地方自治体の条例で定めるものとされました。これを受けまして、区としましては、品川区道路標識の寸法に関する条例を制定し、平成25年4月から施行しているところでございます。

平成29年2月にこの条例のもととなる国の標識令が改正され、新たな案内標識が加わったことから、既存の標識番号にずれが生じました。この新しい標識は、高速道路番号等の案内標識であり、品川区の区道には適用しない標識でありましたが、品川区の本条例が、この標識令の標識番号を引用していることから、この標識番号のみを変更する必要性が生じたものでございます。

2の改正内容でございます。

表にお示ししました5つの案内標識の標識番号をそれぞれ赤字で示させていただいたとおり改正するものでございます。

3の施行期日でございますが、公布の日から施行としております。

添付いたしました新旧対照表でございますが、改正内容のところを赤字で示させていただいております。ご確認いただければと思います。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

今後も新たな標識が増えたり、道路が新設されたら、こういった条例改正が必要になるということなのか伺います。これからも頻繁にありそうなことなのかどうか伺います。

○多並道路課長

今のご質問のとおり、必要が生じれば、もちろん条例改正が必要でございます。ただ、全体の標識の中で寸法が示されているものは本当に限られたものでありまして、全部で70ほど標識がありまして、その中で寸法に関するものということですので、影響としては大きくはないかと思っております。

○西本委員

大もとが変わったということで、ただ、新規のものは関係ないので入れなくていいというお話だったと思うのですけれども、全体を見ていないのでわからないのですけれども、条例の中には入れない、空白になってしまうのかということが1つ。

それから、変更があった場合に、標識はつくり直すのですか。つくり直す場合に、どこの予算で、誰がつくり直すのですかということ。

それから、基本的なことですみません、地域主権一括法ということなのですが、この目的はどのようなものをもっての目的があって、品川区にとってどういうメリット、デメリットがあるのか教えてください。

○多並道路課長

まずは、ご説明がちょっとわかりづらくてすみません。標識自体は標識令で国が全体の中で決めておりまして、道路管理者と交通管理者、警察が設置する標識がございます。私がさっき70とお話したのは、その中でも案内標識については、道路管理者が全部つけるものということで、警察ではなくて道

路管理者がつけるものです。それ以外でも、警戒標識とか、あとは規制標識がありまして、規制というのは、よく速度規制だとか、あとは進入禁止だとか、ああいうものがあります。これは道路管理者でも交通管理者でも両方つけられるものがありまして、こういういろいろなものがあります。その中で寸法に関する、要するに、絵ではなくて大きさを縛っているものがありまして、それが標識令の中でもともと国が縛っております。その標識が寸法で縛っているもののうち、うちの区道に関するものが先ほどご説明した内容です。これではないものは、高速道路とか、よくありますインターチェンジだとか、あとは東京都の道路の番号の標識、こういうものは全然違う標識となってきます。だから、こういうものがあったのですけれども、今回起こったのは、高速道路の番号の話なので、それが新しく加わったと。標識令自体は、新しく加わると、1個1個ずれる場合があります。ずれる場合とずれない場合があるのですけれども、今回はずれる場合が生じたもので、だから、高速道路自体は区道ではないので、そのずれた番号だけが適用されたので今回の条例改正に至った。そのような内容でございます。

あとは、誰がということなのですが、先ほど申しました警察に関する規制に関するものは、おのおの警察がやります。高速道路のものについては、首都高なり、東京都の道路の場合もありますし、そういう道路管理者自体がおのおのがやっています。我々に関するものについては、区道に置いてある標識、案内だとか、そういうものが対象となって、おのおの管理者が負担して行くものです。

もう1個の地域主権一括法の話ですけれども、もともと平成23年の時代に、国が全体的に標識令を縛っていたのですが、おのおのやはり地域の事情に応じたもので、できるものは条例で定めればそういうものを定めてもいいということで、法律が地域主権一括法という中に、そういう趣旨のもとに、それなら問題なさそうだろうと思うものを選び込んで適用したという内容になっています。

今回の内容で言うと、大きな内容ではなくて、例えばパーキングの字だとか、それをもう少し広いところへ狭い道路が多いところは、もっと狭くしたいとか、そういう地域の事情があった場合にできるように、寸法に表記がされていると、それが逸脱するということができない場合があるので、そういうものを全体的に参酌して可能にする、そういう内容でございます。

○西本委員

ありがとうございました。

1点だけ、管理者は区ですから、その区道の中で標識を変えなければいけないとなったときに、これは全部品川区負担になってしまうのですか。それとも国とかから何かしらの補助金とかはないのですか。全部品川区で支払わなければいけないという業務の1つなのでしょうか。

○多並道路課長

答えから言いますと、品川区で負担するものです。

わかりやすい例で言いますと、立会道路とか、そういう愛称名などはわかりやすいのですが、あとは案内標識類です。こういうものは品川区で道路管理者として必要になるものですので、それが改正になった場合は、もちろん区で負担してやる。そういうことになっております。

○いながわ副委員長

あまりピンとこないのですが、要するに、区民生活にどうこうというのではなく、要は、変わったから、標識が増えたから、その上で標識の番号といいますか、標識番号を新たに付与するというか、ずらしただけという認識で、先ほどちらっと話が出たのですが、ここにサイズが書いてあるではないですか。今、課長のご答弁の中で、ここはちょっと狭いから小さくしますとか、ここはもっと大きくしたほうがいい、いろいろあろうかと思えます。既存のものでもいい。既存だとこれになると思

うのですけれども、これは品川区の条例でとりあえず定めるわけですよ。だから今、審議されていると思うのですけれども、では、例えばこれ、待難所をもう少し小さくしようといったときには、新たに標識番号をつくって、また狭いバージョン用といいますか、そういった標識をここに追加をする感じになるのですか。それを教えてください。

○多並道路課長

今おっしゃった形でやるとしますと、条例改正ということで、寸法を変える形で……。

○いながわ副委員長

寸法が変わります。

○多並道路課長

はい。だから、新しいものをつくるのではなくて、この形を品川区の大きさに変えるようにな形で小さい数字にしていく、そんな改正になってございます。ただ、実際には、お示ししているこの5つについては、品川区にはありません。実は国道とかそういうところにある標識なのですけれども、現在の品川区にはこのようなものはありません。今ありますのは、先ほど申しましたような通りの名前を書いてある標識だとか、あとは方向を示すものとか、地点名の標識、そういうものはありますけれども、これは寸法はなく、そのもの自体が標識令に定まった形でやっていく形になるのですけれども、今回の寸法というものに関しては、ここに挙げてあるものは品川区の中では今のところはなしという内容でございます。

○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各党派等の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

自民党、賛成です。

○新妻委員

公明党、賛成です。

○安藤委員

共産党、賛成です。

○いながわ副委員長

民進・無所属、賛成です。

○筒井委員

維新・無所属、賛成です。

○西本委員

賛成です。

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第61号議案 品川区道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

(3) 第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）

○たけうち委員長

それでは、次に、第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中村都市計画課長

それでは、私から、第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算のうち、建設委員会所管分についてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書14ページをお開きください。

3段表がありまして、一番下段でございます。歳出補正予算といたしまして、6款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費につきましては、6,700万円を追加いたしまして、24億3,495万7,000円とするもので、これは右ページ、15ページの同じ高さのところの下段を見ていただきますと、こちら、細街路拡幅整備事業における工事費、これは建替えに合わせて行われる道路の拡幅、すなわちセットバックの工事を区が整備支援として行うものでございます。整備件数および整備規模が当初の想定より増加する見込みとなったため、6,700万円を増加分として計上いたしまして、2項道路橋梁費の14ページの計のところでございますけれども、76億9,612万3,000円とするものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、8ページをご覧くださいませでしょうか。

歳出分にあわせまして、歳入補正予算といたしまして、13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費補助金が250万円を追加いたしまして、135億4,580万4,000円とするもので、また、14款都支出金2項都補助金5目土木補助金につきましては、125万円を追加いたしまして、36億9,789万9,000円とするものでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○安藤委員

細街路拡幅整備事業ということなので、戸建て住宅の建替えがほとんどかと思うのですが、今回の追加にあらわれる今の実態として、狭隘な道路に面した戸建て住宅の建替えが進んだ結果ということでもよろしいのでしょうか。伺いたいと思います。

○鈴木建築課長

ご質問の狭隘な道路に関する拡幅が進んだかということでございますが、道路自体が狭隘道路、二項道路でございまして、今回、事業的には品川区全域が対象となっておりますが、傾向を見ますと、そのうち整備地域、いわゆる木密地域と言われているところの件数が、今現在のところですが、全体のうちの73%ということですので、木密地域の防災性の向上が進んでいるというところでございます。

○安藤委員

わかりました。

○筒井委員

当初の見込みと比べて6,700万円増えたということなのですが、一見すると、かなり大きな差額に思えるのですが、なぜこのような差額というか、予想より差が出たのかということをも具体的にお知らせください。

○鈴木建築課長

過去3年間、平成26年、平成27年、平成28年の平均を見ますと、1件当たりの整備費が約80万円でございます。今年度もそうした過去の実績を受けて、予算立てをして、今、事業を進めているところでございますが、これまでの第一四半期、あるいは、今、実際に設計を行っている内容を見ますと、やはり1件当たりの整備延長と、あるいは整備の後退面積が大きい現場が多いということと、それからあと、後退に際して、L型の側溝を移設する場合と、L型の側溝がなければ縁石整備ということになるのでございますが、このL型の移設に絡んで、ますも移設しなければならないという現場も多いということで、これまでの今年度の平均が約100万円と20万円ぐらい見込み上がっているということと、それからあと、見通しの件数も最終的には増えそうだということと、それからあと、設計の際の労務単価、これも4月に上がっているということも影響しているところでございます。

○筒井委員

そういったことが過去3年間のデータを見ると、予想はできなかったということでもよろしいのかということと、やはり今後の工事にあたり、1件80万円ではなく1件100万円ぐらいだという見積もりで今後事業を行っていくのか、この2点をお知らせください。

○鈴木建築課長

L型の移設が多い年度、あるいは1件当たりの整備の規模、これはなかなかその年その年で予想できないところがございますけれども、予算化にあたっては、過去の3年間あるいは4年間の平均をとってやっているのですが、今年に限っては、非常にその辺の変動が大きく上がるほうに振れたということで、今後の見通しも、今のところ、1件当たり100万円前後の想定で、今年度、整備を進めていくということでの予算増額補正でございます。

○西本委員

今のものに関連するのですが、今、木密プロジェクトがいろいろ進んでいる中で、当然、建替えは決まってきつつあると思うのです。補助28号線、補助29号線も含めると、年間を見通しても大体これぐらいになるのではないかとこの予測は立てられるのではないかと思うのですが、その上でのこの補正予算の成り立ちになっているのでしょうか。先ほど、73%ということで、そういう関連での補助という形になっているということなのですが、そうすると、逆に言うと、対象者がある程度は限定されるわけであって、金額もある程度見積もられるのではないかと思うのです。その上で今回の金額で今のところはやれるのかということの見通しはいかがなのでしょうか。

○鈴木建築課長

基本的には、建替えにあわせて行う拡幅ですので、特に木密地域内、いろいろな助成を用意して不燃化建替えを進めているわけですが、最終的には、やはりご自身で判断をいただいて建替えをしていただいているというような状況で、その想定の数につきましては、工事着手前に協議書というものを結んでいただいて、一定程度のその年度の見通しは、前年から繰り越した分も含めて立てられるので

すけれども、やはり最終的な詳細は、想定も含めて予算化をしているような状況でございます。

今回お話ししています増額補正分については、実際もう契約、発注した分で、プラス設計を行っているもの、これはその後、契約ということになりますけれども、おおむね12月ぐらいまでの見通しはついている。残り1、2、3月分について、これまでの件数等の推移を見て要求させていただいているもので、この予算で、今年度しっかりやっていきたいというものでございます。

○西本委員

わかりました。今年度という意味では、それを見通しながらの金額の補正ですということわかりました。

ただ、長期にわたって考えたときに、この事業に対する将来的な見込みが出てくると思うのです。ここはいずれ整備しますと決まっているものがあるではないですか。該当する件数がわかっている、そこは建て替える、建て替えないは、時期的な部分もあるとは思いますが、ある程度のめどは、例えば来年度の予算のときにこれぐらい出てきそうだとか、先ほど、実績と言っておられましたけれども、実績ではなく、予測という形でのものが入ってくることに、それを踏まえた形で予算立てというふうになっている。それも1年ではなくて数年にわたっての計画が出てくるのではないかと思うのですが、そういう見方はいかがなのでしょう。

○鈴木建築課長

木密地域内で正確に1軒1軒の建替えの意向を把握していくというやり方はなかなか難しいのかというところはございますが、事業的には昭和63年度から行って、それからあと、年間の協議件数、建替え件数は、おおむね230から300前後というところは、例年決まっているものがございまして、なかなか見えてこないのが、やはり1件当たりの規模ですとか、そのときの労務単価ですとか、そういったところですので、事業全体の先の見通しでいきますと、今、区内の二項道路の3割ぐらいの拡幅が進んでおりますので、最終的には事業の完了は区内全ての道路の拡幅ということですが、一定程度、今までの推移を見ながら、例年予算化、要求をさせていただいているというものでございます。

○西本委員

いろいろな事情があるので、なかなか見通しはつきにくいとはいえども、やはりそこに家が建っていて、やらなければいけないことがあって、まちづくりの中でのしなければならぬことが見えているわけですね。そうすると、では、1年後先、2年後先、5年後、10年後といったときの必要なコストが出てくると思うのです。それを見通して予算立てをなさるべきなのかと思いました。

それと最後に確認は、お金の流れを、歳入のところは所管ではないということなのですが、この必要ですというお金が補正がかけられました。今回、国と都からの歳入が入っているのですけれども、それはこういうふうにお金がかかります、それで、では、歳入という形での都の補助金、国の補助金ということで申請をするということと、決まってくると入ってくるという、そういう流れでよろしいのでしょうか。

○鈴木建築課長

委員ご指摘のとおり、歳出分、増えた分について、都と国から歳入分が入ってくるというものでございます。

○たけうち委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派等の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

自民党、賛成します。

○新妻委員

公明党、賛成いたします。

○安藤委員

必要で大事な追加措置だと思いますので、賛成いたします。

○いながわ副委員長

賛成します。こういった補正は、いろいろ補正のあり方はあるのかもしれませんが、やはり区民の方々が間に入っているわけですから、区民を待たせることなく、こうやって即座に補正を組むということはすばらしいと僕は思っていますので、今後もその場に応じてしっかりやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。賛成です。

○筒井委員

賛成です。

○西本委員

賛成です。

○たけうち委員長

ありがとうございます。

それでは、これより第59号議案 平成29年度品川区一般会計補正予算（歳出 建設委員会所管分）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案審査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

(1) 平成29年陳情第7号 大崎駅西口F南地区再開発計画の住民への説明に関する陳情

3 報告事項

(5) 大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）再開発計画に関する都市計画案について

○たけうち委員長

それでは、予定表2、請願・陳情審査を行います。

まず、(1)平成29年陳情第7号 大崎駅西口F南地区再開発計画の住民への説明に関する陳情につきましては、予定表3の報告事項(5)大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）再開発計画に関する都市計画案についてと関連する内容のため、一括して議題に供します。本陳情および報告事項(5)について、一括して説明、質疑を行い、その後、陳情につきましては、各党派のご意見を確認したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、本陳情は初めて取り上げますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者より一括して説明を求めます。

○稲田都市開発課長

それでは、私から、陳情第7号に係るご説明と、報告を一括してやらせていただきたいと思います。

お手数ですが、本日のお手元の資料の一番後ろになります。A3横の資料がついていると思います。

こちらをご覧くださいながら、よろしく願いいたします。

大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）再開発計画に関する都市計画案についてでございます。

本地区の再開発等の計画につきましては、本年4月21日の建設委員会で事業内容や再開発組合による近隣説明会の状況、都市計画案等についてのご報告をさせていただいたところでございますが、本日、再度の概要の説明も含めまして、その後の状況、また都市計画案の説明会等についてのご説明をいたしたいと思います。

それでは、資料の右側の図をご覧ください。

まず、大崎駅の西側、赤い実線の枠で赤斜線で囲われた地区でございます。こちらが大崎駅西口F南地区（大崎三丁目地区）でございます。

図の枠外の下の方、必要な都市計画とございますが、この中で②大崎駅西口第一種市街地再開発事業として、今回、都市計画を決定していこうとする地区がこちらになるものでございます。

当地区は、大崎駅北口の西側に位置しまして、南側は既に再開発のまちづくりができた地区に隣接しております。北側周辺は観音寺、居木神社等がございます。地区内は約30棟の建物がございまして、約8割は新耐震基準以前につくられた木造建物等が占めておるところでございます。また、緊急車両等が進入できない細街路が多く、防災上の課題がございます。また、地区内の地盤の高低差が大きく、後背市街地と駅とのアクセス性に課題があるという状況でございます。

平成19年に発足した準備組合によりまして、これらの課題を解決し、防災性に優れたまちが検討されてきました。また、地域に開放する広場や大崎駅前にふさわしい都市型住宅、保育所等の生活支援施設、店舗、事務所等の機能を入れて、再開発事業の計画を立ててきたものでございます。

建物の敷地面積ですが、約5,100㎡。床面積、約4万9,200㎡。規模が、地上39階建て、地下2階。建物の高さ、基準面、TPから約14.9mの建築物の予定でございます。

次に、図におきまして赤実線、このF南地区を含んだその周囲でございます。水色、ちょっと見にくいのですが、水色の点線の区域がございます。こちらは当地区も含みまして、F北地区、これは観音寺の地区、それからF東地区、これは駅前になります。駅前地区の3地区のところでございますけれども、今回、品川区まちづくりマスタープランにおきまして、大崎副都心としてさらなる開発事業の促進をする地区と位置づけられている当地区でございますけれども、今回、大崎駅西口地区全体でのまちづくりを進めていくために、既に再開発が完了している南側、黒実線で囲われている地区の地区計画を拡大していくというものでございます。

欄外下のほうに必要な都市計画とあります。①大崎駅西口地区地区計画の変更を行うというものでございます。F北地区の観音寺地区でございますが、寺院機能を継続していくことと、周辺市街地との緩衝空間としての役割とします。

また、F南地区とあわせて地区計画で再開発促進区、地区整備計画を定め、F東地区（駅前地区）でございますが、平成26年に準備組合がつくられて、まちづくりの検討が現在進められているところでございます。今回はここは地区計画の方針のみを位置づけていくというところでございます。

また、必要な都市計画としまして、③高度地区の変更、④防火地域および準防火地域の変更を行っていく予定でございます。

さらに図をご覧いただきたいのですが、既存地区のところでございます。緑色の実線で囲われているE西地区でございます。こちらは、株式会社明電舎の敷地、現在は駐車場でございますが、今回、再開発と機能を連携するために、業務機能を配置していくというものでございます。

また、黒点線のE東地区でございます。大崎駅の西口の真ん中ぐらいです。このE東地区でございますが、今回の再開発地区に駅からのデッキを連続させようというところで接続しまして、歩行者動線を確保し、高低差のある後背地へもバリアフリーでつなげるため、都市計画を変更していくものでございます。

次に、資料の左側に移ります。

1. これまでの経緯を記載しております。既に当委員会では報告しておりますが、3行目、平成29年4月13、14、16日に、事業者、再開発準備組合による開発計画の説明会を近隣に対して行ってきております。

次に、2. 都市計画原案説明会の開催結果等でございます。再開発準備組合は、近隣住民の方々に対して先ほどの事業者による説明会を実施し、計画を取りまとめ、東京都および国に対し都市計画の提案が行われました。本件は、区と都の連絡調整会議等を経まして、精査し、都市計画事業としてふさわしい計画であることを確認し、都および国より都市計画の手続を開始したところでございます。

まず、2の(1)都市計画原案の説明会の開催でございます。開催日時は、平成29年8月7日と8日、19時から実施したところでございます。会場は大崎第二地域センター内の大崎第二区民集会所でございました。出席者は、2日間合わせまして77名。対象者は、都市計画法第16条第2項に基づきまして、区内権利者の方々を対象として実施したところでございます。

また、(2)都市計画原案の公告・縦覧も行いました。期間は、平成29年8月9日から23日までの2週間。都と区の担当課において縦覧を実施したところでございます。

(3)主な意見としまして、再開発事業の設定の範囲、風の影響、事業の早期実現等々の意見が出されました。これらにつきまして、皆様には丁寧に回答して説明会を行ってきたところでございます。

3番です、都市計画の案の説明会開催等につきましてですが、今後、(1)都市計画の案の説明会を実施いたします。開催日時、平成29年10月10日19時から。会場はゲートシティ、都の南部労政会館の第5、第6会議室を1つの部屋としてやります。区民、利害関係者等を対象として実施するところでございます。10月1日号の広報しながら、また、区のホームページ等でお知らせするとともに、周囲の町会にも案内しているところでございます。

また、(2)案の公告・縦覧等を10月10日から24日まで、都の都市計画課、区の都市計画課で実施いたします。

4. 今後の予定でございますが、この案に対するご意見等を受け、都市計画を定めるため、区、都の都市計画審議会にかけていく予定でございます。

以上、この地区のご報告でございましたが、陳情の要旨にあります都市計画法第16条第1項でございますが、都市計画法の案を作成する場合において、必要があると認めるときは公聴会の開催等、住民

の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとなります。区は再開発準備組合に対しまして、十分に地域への計画を説明し、また、意見等をお聞きして原案を作成した上で、区や都へ提案を行うことということで指導してまいっております。報告にもありましたが、指導に基づきまして説明会を実施しております。また、陳情の中にもありますが、7月にも周辺一部への説明も実施したということとなります。

また、都と区は都市計画法第16条第2項に基づきまして、地区内の土地所有者や借地人等の関係権利者に対して報告のとおり原案の説明、縦覧・公告を実施し、意見をお聞きする機会を設けております。

また、この間に個別に住民の方々等により意見等が都や区に出されており、その都度、丁寧な説明を行ってきているところでございます。

さらに、案としまして、報告のとおり、区民や利害関係者の皆様に対して説明と公告・縦覧を行います。区としては、説明またはご意見をいただく機会を十分に設けているところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。

A3の書類のほうの2番の説明会のことで、もう少しお話ししたいと思います。

出席者は77名で、地区内の関係権利者とありまして、ここには区民というふうには入っていないのですが、どのような方にどういう形でこの説明会を案内をされての77名だったのかということをお伺いしたいと思います。

○稲田都市開発課長

こちらでございまして、地区内の権利者ということございまして、土地所有者、それから借地人の方々に對しまして、ご案内の通知を差し上げまして説明会を開催したというところでございます。

○新妻委員

この地区内の全員の方にご案内をしてということによろしいのでしょうか。それはポスティングか何か、また、書面か何かでご案内をされたということでしょうか。

○稲田都市開発課長

この地区内の権利者の方、それから借地人の方に郵送でお知らせをしております。

○新妻委員

対象者は何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○稲田都市開発課長

地区内の権利者でございまして、27名というところでございます。

○たけうち委員長

借地人も合わせると。

○稲田都市開発課長

この関係権利者は27名でございまして。この77名というのは、権利者以外の方、その周辺の方がお集まりいただいたというところで、77名ということとなります。

○新妻委員

ありがとうございます。

ご案内はされていなかったけれども、周辺の方も参加されたということによろしいのですか。

○稲田都市開発課長

そのとおりでございます。

○新妻委員

はい、わかりました。

○大沢委員

今、新妻委員からお話を聞きましたけれども、地区内の関係権利者27名、全員で77名ということですが、今、説明をされたというご説明もありましたが、お答えできる範囲でいいのですけれども、説明を大崎三丁目、そんなに広範な地域ではないと思うのですけれども、説明あるいは今までの平成18年からの時系列を追いながら、ある程度、通常の開発が進む上で、必要な準備、段取りは踏んできたと思うのですけれども、お答えできなければ結構です。なぜこういうふうな話が出てきたのか、どのように分析をされているのか、聞かせていただける部分があればいいですし、なければ答えなくて結構です。

○稲田都市開発課長

特に分析をしたというわけではございませんで、私の考えでございますが、説明等はこのようにやってきているところでございますけれども、さらに、風とか、建物の高さとか、日照とか、ご意見をお聞きしますと、そういうことへの不安等があるというところでございますので、引き続き丁寧に説明は行っていきたいというふうに考えております。

○大沢委員

それは別に、さっき、「個々に」か、「個別」という単語が出ていて、この別にも「個々に」あるいは「個別に」ということは説明をされてきたのでしょうか。もう1回、確認をお願いします。

○稲田都市開発課長

事業者におきましても、個別に説明をしたり、また、区におきましても、原案説明会を開催前後でございますが、いろいろとご心配等が来ておりまして、区や都におきましても説明はしているというところでございます。

○安藤委員

まず、資料についてお伺いしたいのですが、2の(3)の主な意見というところでありますけれども、何件意見が出て、そのうち地区内の関係権利者を対象者と書いているのですけれども、地区内の方が何件何人、地区外の方からは何件何人だったのかお伺いしたいということが1つです。

それと、8月7日と8日に行われた説明会は、都市計画法第16条第2項に基づいたということでしたが、これは第16条第1項ではない理由をお伺いしたいのと、それと、今度、10月10日に行われる予定の説明会は、都市計画法何条に基づくものなのか教えてください。

○稲田都市開発課長

都市計画原案の説明を行いましたときに、意見書等が出てきたものの数字でございますけれども、全部で34通の意見が出ております。その中で地区内は12通、それから地区外が22通というところでございます。

それから、8月7日、8日に実施したものでございますが、これは関係権利者に向けて第16条第2項に基づいてやっているものでございます。このように区はやっておりまして、また、今後、第17条に基づきまして10月10日に実施するものでございますが、これは広く区民の皆様方に案内をして、

広く意見を聞いていくというものでございます。

○安藤委員

今のところから言うと、意見書は地区外の方のほうが多かったと、倍ぐらいなのですが、どのような内容だったのかということをごと教えていただきたいのと、それと、都市計画法の第16条の公聴会という規定になっているのですけれども、1項を読み上げますけれども、市町村は云々とあって、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と書いています。それは非常に大事で当たり前のことだと思うのですけれども、これを見ると、なぜ今回、原案の説明会のところでは、対象者をわざわざ第16条第2項として、地区内の関係権利者に限定したのかということがちょっとわからなかったのもので、先ほども伺ったのですけれども、なぜ第16条第1項でやらなかったのかということをお伺いします。

○稲田都市開発課長

まず、第16条第2項のときの説明会におきましては、先ほども申しましたけれども、高さの関係、それから風の関係等々が出ているというところでございます。

第16条第1項、公聴会をなぜ開かないのかということにおきましてでございますが、区のほうとしましては、先ほど説明させていただきましたけれども、関係事業者、再開発準備組合に対しましては、事前の計画を立てるときに、しっかりと住民の皆様にご説明をしてくださいますというところで、4月13、14、16日に、事業者による開発計画の説明会を行ってきたというところでございます。そういう中におきまして原案を作成してきたというところで、そういう住民の意見を知るところにおきましては、公聴会という名前なのかどうなのかというところはございますが、十分に区としては住民の皆様にごこの内容をお知らせしながら意見を聞く期間をもっているというふうにご考えております。

○安藤委員

事業者でやってもらったということなのですが、今回の再開発は、先ほど、マスタープランの紹介もありましたけれども、かなり区が地区計画まで変更して行うということで、品川区のまちづくりに対する責任は大きいと思うのです。でも、事業者の説明会は行われましたけれども、法律の手続になると、都市計画原案、つまり、案をつくる前の段階で区が対象にしている方々は、地区内の関係権利者だけになっているというのは、私はこれは不十分ではないかと思うのですけれども、先ほども何回もお伺いしているのですけれども、今の説明では、なぜ都市計画原案の説明会、7日、8日のときに、地区内の関係権利者だけを対象にしたのかの理由がよくわからなかったのもので教えていただきたいというのが1点です。

それと、今回の陳情を見ますと、先ほどの意見書の中身も伺いました。当然、これ、書いていないですけれども、隣は芳水小学校ですね。すぐ隣がお寺で、お寺の先は本当に閑静な戸建ての住宅街が並んでいるというところで、南側は開発されてきたといいますけれども、地元の方からすれば、突然ここに39階建ての149mのビルが建つというのは、かなりびっくりというか、なかなか容認できないというのは、それは当然のことかと思うのです。そうした中でこうした陳情が出ているのですけれども、要旨で書いていますが、計画に多大な影響を受けるというふうにありますけれども、住民の方がどんな影響を受けていると区は考えているのか、そこら辺はどのように捉えておられるのか伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

近隣の皆様、あるいは地権者への周知の件でございますけれども、この辺は、まず土地の所有者ある

いは借地権者、権利を持っている方、当事者として、この場所に近い方への説明。そして、その後、近隣の皆様への説明ということで、この辺は、どちらが先か後かが重要かというところはあまりないと思いますけれども、最終的には両方とも説明がしっかりとなされるべきであるというふうに考えております。このような中では、地権者、当事者への説明が最初というのは、特に問題はないと考えております。また、周辺の方々への説明も、これもきちんとなされていけばいいわけですが、ただ、この説明が一度もなされないまま進められるということは、区としては認められませんので、しっかり説明をしていくように事業者のほうへは指導をしてみたいと考えております。

○稲田都市開発課長

再開発についてでございます。この地区は、先ほども申しましたように、非常に老朽住宅等が密集している。それから、道路が狭い、緊急車両が通れない、そういうところがございます。そういう中におきまして、地域のバリアフリー等の問題もあるというところにおきましては、このまちを東京都の副都心としてふさわしいまち、ましてや大崎駅の西口に位置するところでございます。こちらを安全に安心なまち、そしてにぎわいのあるまちをつくっていく、西口の駅前にふさわしいような地区にしていくというところでやるものでございます。

そういうところで、この地区を共同化しながら広場を設けたり、道路を拡幅したりというところを行っていくということです。

○安藤委員

伺ったのが、そちらの開発の理由は述べられましたけれども、その理由自体が私はちょっとどうなのかと、もっと有効な手立てがあるのではないかと思う点があります。

例えば、老朽化住宅が30棟と言いますけれども、それだったらきちんと耐震化してあげたほうがいいのではないかとか、あと、高低差を持ち出していますけれども、実際、今回の計画を見ると、デッキを延長すると言っても、居木神社の下のところに行くだけで、そこから先の高低差が大変なわけでしょう。だから、高低差を、坂があるからだめなのだというのは、何かちょっと変な話ですけども、ちょっと理解できないという面もあるのですが、私が伺ったのは、必要性を区は考えているのでしょうか、そこについては異論もありますが、私が伺ったのは、多大な影響を受けるということが陳情にあります。どんな影響を受けると区は考えているのですか。そのどういう影響を受けるかということ踏まえなくて、自分たちの大崎駅の地域にふさわしいとか言っても、それは私はあまりに一面的というか、一方の方向に偏り過ぎているのではないかと思いますので、そこら辺についてはしっかりとお答えいただきたい。周辺住民が受ける影響とは何なのかと考えているのか。

それと、権利者を先に伺うというのは、別に悪いことではないというお話もありましたけれども、私がこだわっているのは、8月7日、8日は、原案の説明会なのですが、次の10日になりますと、案になるわけです。さらに11月には都市計画審議会と書いていますが、ここについては2点お伺いします。

品川区が周辺の住民の方に責任をもって説明する場合は、10月10日が初めてなのではないですか。それで、都市計画審議会を開いて進めていくとなると、決めるまで1カ月、2カ月ぐらい。これはあまりにも品川区としては行政責任を放棄しているのではないかと思います。

確認したいのは、品川区として説明するのは10月10日が初めてですねということが1つ。

それともう1つは、原案と案、私が伺ったのは、原案が案になれば、より決定に近づくわけです。もうほとんど固まったところで周辺住民の声を聞くということになりはしないかということ私を心配す

るのです。やはり原案段階できちんと周辺の方も含めた意見を入れていかないと、周辺の方からすると、もう決まって何も言えないというところから意見を求められても、単なるガス抜きにしかならないのではないかと思うのです。ですから、私がこだわっているのが、原案段階にきちんと地区内の権利者だけではなく、順番の問題ではありません。区民、利害関係者の方も入れるべきではないですかということ伺ったので、お答えください。これが2点目です。

○稲田都市開発課長

高低差のところをまずお話しさせていただきますと、あそこの地区は、ご案内のとおり、駅から西側に向かって、芳水小学校のほうに向かってどんどん上がっていくというところがございます。駅からおりて、また上がっていくという高低差を解消するという意味で、このデッキを設けておまして、地区内では約6mほどの高低差があるというところにおきましては、バリアフリーの5%の勾配で駅から後背地へ行けるというところで、この地区で5%で設置していこうというふうにご検討おまして、有効な手段だと考えております。

次に、区でやる説明会が、今回、10月が初めてではないかというところがございますけれども、先ほどもご説明してきましたが、事業者による近隣への説明、そして当事者、権利者等とやってきました。というところで、この開発をする上では、十分に地域の皆様には話をしている。そういうところで、第17条に基づいて10月10日に説明して、広く区民の皆様にもご案内して、意見をお聞きする期間をきちんと設けて、そこできちんと意見を言っていただくというふうなことでやっております。ということで、今後もそのように進めていくというところがございます。

○安藤委員

今後、そのように進めてもらっては困るのですけれども、勾配の話は、私、こだわってしまいましたけれども、私が伺ったのはそこよりも、メリットばかり話しています。区が考える事業の必要性はわかりました。私が伺ったのは、多大な影響を受けると書いているのですけれども、それを区としてはどのように捉えているのですか。その影響を受ける人のことは全く考えないで、メリットのほうばかりを押し出すということなのですか。きちんとそこは周りの方が受ける影響は区としてどう考えているのか、考えていないのか、そこら辺はしっかりと伺いたいと思います。

それと、これもお答えがないのですけれども、事業者の説明させるのは、それはだめだとは言いませんし、別にそれを指導することは、それはやらないよりはやったほうが良いと思います。ただ、私が伺ったのは、品川区がこれだけかなりかかわって、まちづくり、都市計画ということで進めていくにもかかわらず、近隣住民に区が責任をもって説明をするというのは10月10日が初めてなのではないですか。それでいいのですか。それで間違いないのですかということ伺ったので、それはお伺いしたいというのが2点目です。

○稲田都市開発課長

多大な影響というところのお話でございます。これまで説明会をやっていく中で、地域の皆様のご心配、ご不安というところにおきましては、日陰の問題、それから風の問題ということが挙げられてきております。そういう中におきましては、十分に丁寧な説明をしてきている。

例えば、風におきましては風洞実験等々をやしまして、レベルが4つほどあるのですが、住宅市街地、オフィスのところの影響等々の基準内で現在のところ想定はしているというところなんです。住宅地相当のところ、低中層市街地相当という範囲に現在なっているところがございます。

また、これが再開発事業、都市計画決定されて進めていった、完成していくというところに、その後

でございますが、完成した暁には、また現状の風等をはかりながら、予測との違い等で対応をしていくというふうな形でやっておりますので、このようなことを含めまして、地域の皆様のご不安等に対してはご説明をして解消していくというところでございます。

また、10月10日が区がやるのは初めてではないかというところでございます。区がこのように権利者以外の方に説明をするということは、法的な形の中におきましては初めてでございます。ただ、そういう中におきましても、先ほども申しましたように、地区内の権利者の方、地区外の方々等におきましても、いろいろお問い合わせが来ておりますので、都や区ともどもそちらのほうに対しても説明を行っていくというものでございます。

○安藤委員

私はしっかりと計画案に反映させるような法的な形でのところで品川区が責任、案の段階できちんと周りの方々を含めた住民の意見を反映させるような対応が必要だと思っておりますので、そういった意味では、事業者がやれば丁寧だとは、私は思いません。

そして、丁寧な説明をしているという言葉もありましたけれども、実は私も4月の説明会には参加しましたがけれども、その後、個別に事業者が近隣の住民の方に、数人のグループなどにも説明しているという話も伺いました。ただ、やはり説明をしたからいいのかと言われると、ご理解くださいということなのです。我慢、この案で理解してくださいという言葉が最後に出てくるわけです。だから、どこかで聞いたような話ですけれども、丁寧に説明すると言っても、それは一方通行なのです。それが説明会の限界なので、それではだめなのだということで国交省が指針を出して、案の段階で周りの住民の方の意見も反映させるような対応が大事だ、公聴会もやりなさいということを出していると思うのです。ですから、私は、説明をすればいいのかというと、それが説明というか、一方通行になってしまっていて、全く住民の意見が反映されないというところに大問題があると思っておりますので、ぜひこうした形で一方的に進んでいくというのは、やはり私はまちづくりのあり方としても間違っていると思っておりますので、改めてこの10月10日の前に、品川区が案の段階で周りの方も含めた説明会、そして意見を反映させるような意見陳述など、そうしたこともやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

10月10日、説明会を行いまして、また公告・縦覧をして、意見を十分に皆さんから聞いていくという体制でございます。このような形で今後も進めていきたいというところでございます。

また、引き続き、再開発準備組合におきましては、地域の皆様等への丁寧な説明を十分にしてくれというところで指導も区としては行っていきたいというふうに考えております。

○たけうち委員長

まとめてください。

○安藤委員

ちょっと納得はいかないのですが、仮にこのまま10月10日を迎えてしまうとすると、さっきの説明の中で、手続を開始しましたみたいなことを言っていましたけれども、この10月に公告・縦覧があって、11月に都市計画審議会で、わずか2カ月足らずで決定するという、なぜ今から予定を出しているのかということがすごく納得いかないで、このスケジュールは白紙にしていきたい。11月に都市計画審議会を開催すると、あくまでこれは予定と書いていますから、予定なので、こういった状況もあるので、これは一旦白紙にしていきたいと思うのですが、いかがでしょうかというのが1点。

それと、これは質問ですけれども、公告・縦覧をやるとあるのですけれども、公告・縦覧に供して意

見書を提出させるというのは法律だからやらなくてはいけないのでやると思うのですけれども、それが都市計画審議会にかけられると、都市計画案になります。この案の説明会をやって公告・縦覧した上で都市計画審議会にかかるわけですが、そのとき何か変化するのですか。具体的に出した意見書は、案にどのように反映されるのか、そこは伺いたいと思います。

○稲田都市開発課長

4番、今後の予定でございますが、11月に区の都計審、それから12月に都の都計審を予定しているところでございます。これはあくまでも予定ではございますが、この予定に沿いながら進めていけたらいいというふうに考えております。

また、意見が出されて、これがどのように変化するのかというところでございますけれども、この開発について変えなければいけないような案件のものとか、そういう基本的なところにかかるようなこと、また、変える必要があるというふうなところにおきましては反映をさせていくというところでございます。

○安藤委員

しっかり変えなくてはいけない案件というのは、立場が変わればいろいろ変わるかもしれませんが、しっかりと変えなくてはいけない案件があると思いますので、意見書は案に反映させていただきたいと思います。

それと、スケジュールの件も、区としてはこれで進めていきたいという表明もありましたが、あくまで予定ですということもありましたので、ぜひこれは今後のまちづくり、長い期にわたるまちづくり、大崎のまちにかかわってくる大問題ですので、ぜひスケジュールありきで進めていただかないよう要望したいと思います。

○筒井委員

先ほど、地区内の関係権利者、すなわち土地所有者、借地人の方が27名いらっしゃるということなのですが、今回の再開発に賛成の方は何人いらっしゃるのか、それで、その賛成された方が準備組合を結成されたのかということをお伺いいたします。

○稲田都市開発課長

権利者におきまして、27名のうち25名が準備組合に加入しているという状況でございます。現在、仮の同意率というところでいきますと、27名のうち24人が同意をしているというような状況でございます。まだ仮という状態でございます。

○筒井委員

仮ということですが、27人中24人が賛成をされているということです。もちろん土地所有者や借地人の方、関係権利者の方が自分の権利を確保するという自由もありますし、そこはしっかり尊重しなければならないだろうと考えております。

区としましては、その準備組合も10年前から設立されているということもありますし、説明を個別的にもされているということなのですが、それで、今までそうした説明を行っているから公聴会は開く必要がないというお考えだろうかと思いますが、当然、周辺の区民の方から、日照や風の問題や著しく高い建物が建ちますから、かなり景観上も大きな影響が起きると思いますので、同じ大崎地域に住む区民の方ですから、やはり良好な関係をぜひ保っていただきたいと私としては考えておりますので、そうした風とか日照の影響を受ける区民の方には、納得をしていただくよう、公聴会に匹敵するような説明をぜひとも続けていってほしいと考えておりますけれども、その公聴会に匹敵するような

区から周辺区民へのご説明やそうした方策は今後どのようにされていくのか、区のご見解をお知らせください。

○稲田都市開発課長

引き続き、周辺の皆様方には丁寧な説明、組合もそうですけれども、区や都におきまして、引き続き丁寧な説明をして、この計画のご意見等を伺いながらやっていきたいというふうに考えております。

公聴会に匹敵するような説明会というところがございますけれども、区としましては、先ほど来、説明しております事業者による説明会をやってきた。それから、権利者への説明会もやってきた。それから、今後、第17条に基づいて10月10日にも説明会をしてご意見を聞いていくというところにおきまして、基本的には、このような形で説明会としてはこれをやっていくものでございます。

○筒井委員

ぜひこの再開発が多くこの地域の区民の方にとってプラスになるようなものとなっていただきたいので、ぜひとも周辺区民の納得が得られるようなご説明を引き続き何とぞよろしくお願い申し上げます。これは要望で終わります。

○西本委員

まず、この西口F南地区の開発なのですが、全体の開発、E地区、F地区を今回見せていただいているのですが、この全体をどういうテーマといいますか、同じような大崎地域再開発を全体で考えたときに、やはり調整をとっていかなければいけないと思うのです。ばらばらやっているわけではないと思うので、やはりそこには何かしらの根拠があって、それで今、F地区に行っているというふうに関連づけて開発を進めていくべきではないかと思うのですが、ビジョンみたいなものはあるのか、先ほど、方針を明確にしていくというお話がありました。特に気になるのが、この図の中にある青い点線のところです。今回は赤い線内に関しての陳情と報告になっていますが、やはり青い地域を考えての中の1つだと思っているので、そういう将来にわたるビジョンについてはどのような考え方を進められているのでしょうか。まずお聞きします。

○稲田都市開発課長

この大崎駅西口地区でございます。大崎駅西口地区のまちづくりということで、このF地区も含みながら、A地区からも既に開発が終わったところからこのような形でまちづくりを進めてきたところがございます。

この水色の地区におきましても、副都心計画、副都心の中に位置づけられている大崎駅の北側の西口の前に、このF東地区があったり、その西側には今回のF三丁目地区もございます。F三丁目地区は、後背地の住宅や後背地の市街地との駅からの間のアーバンライフゾーンというふうな形で言っているのですが、そういうところで住宅機能をもって、今回、まちづくりを進めていくというところがございます。

また、F東地区におきましては、駅前というところがございますので、今回はその辺、まだ具体的には、今、準備組合で検討している段階ではございますが、駅前副都心にふさわしい駅前地区の形でまちづくりが進んでいくという方向性だけの位置づけをしたというところがございます、具体的な取組みは、まだこれから進められていくというところがございます。

○西本委員

今回はFの南地区ということのご報告、それと陳情になりますが、ここを考えていただきたいなど思っていることは、この地域をどうしていくのか、このF南地区だけにとらわれるのではなくて、この

青い点線のところの全体像を鑑みながらいろいろ計画がなされている中の1つだというふうに私は見ているのです。そうなったときに、では、この大崎駅周辺をどのようなビジョンをもって開発を進めているのかということのそもそも論というところもあるのですが、いろいろな契機に絡めて、やはり説明していく必要があるのではないかと。その中の一端なのだと思いますというところのビジョンをしっかりと説明していくということが私は大切ではないかと思うのですが、その進め方については、どのようになっていたのでしょうかということが1つ。

それから、開発がどんどん進んでおります。直接的には関係ないのですが、非常に問題になっているのが、乗車率が非常に多いのです。そうすると、関係ないとはいいつつも、やはりこのF東地区、南地区をこれからやっていきますので、大崎駅の利用者がものすごく多くなってくると思うのです。なので、ここは早期に鉄道会社との話し合いになってくるので難しい部分があるかと思うのですが、ここは早急に着手していただきたい。その上で、南地区、東地区、北地区の開発を進めていきたいと思うのですが、その辺のお考えはいかがですか。

○稲田都市開発課長

まず、西側の西地区の全体の話でございますが、今回も規定の地区計画の拡大ということで、この水色の範囲を地区計画をかけていくというところでやっております。全体の中の西口全体の中で今回はこのエリアをかけて西口副都心、それから、西口にふさわしいまちづくりを進めていくということにおきまして進めるものでございます。

こういう中で地域へのお知らせの方法とか、まちづくり運営協議会という団体等もございまして、この西口におきましてはそういうところを通しながらも、まちのあり方は皆さんにPRできればというふうに思っております。

それから、ご指摘の大崎駅が非常に混雑してくるのではないかと。今もしているというところでございますが、今回この大崎三丁目地区におきましては、JR東京支社のほうにも計画等を十分に説明しております。そういう中におきまして、この大崎駅の混雑というところにおきましても、鉄道事業者が対応するというところにはなるかと思っておりますけれども、区といたしましても、安全な対策がとれるよう、JR等々と協議をというふうに思っております。

○西本委員

JRとの交渉は、ぜひ早期にやっていただきたい。どんどん進めていながら開発を進めていただく、これは同時進行以上に早めていかないと、事故に遭ってからではもう遅いので、それは多分、大崎駅のJRも認識されていると思いますから、そこを、多少ずれるかもしれませんが、強く要望してまいりたいと思っております。

そして、この大崎駅のビジョン、大崎の再開発全体ですけれども、ここをぜひともF地区については、もうちょっとテーマ、人が集まるような、そういうテーマパークまでいきませんが、文化であるとか、何か特化した形での開発も含めていただきたい。E地区とか、ほかの地区になると、どうしても商業施設等々が入って、上が住宅というような状況があるので、そうではなくて、駅前という立地を踏まえ、大崎の再開発、どういう将来性をもってまちづくりをしていくのかという視点でぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、陳情のほうに入りますが、確認です。ダブリになってしまいますが、申し訳ありません。確認です。陳情の中に、都市計画法第16条第1項にのっとり、第16条第1項の区としてやってきたことは、この説明資料の中の2番の(1)、8月7日、8日のことの認識でよろしいのでしょうか。これは

地区内の関係権利者対象の説明会という理解でよろしいのでしょうか。

そして、3番にあるのが、これは今度、区民・利害関係者になっている。これは大もとの根拠は第2項ですか、第16条第2項がそうなっているので、その法的なところの関係性をもう一度確認させてください。

○稲田都市開発課長

陳情にあります都市計画法の第16条第1項でございますけれども、この資料の左側の2番ではございません。資料の2番のこの説明は、第16条第2項に基づくものです。関係権利者等への説明ということをやっているものです。

第1項が公聴会等を必要に応じてというところでございますけれども、先ほども申し上げましたが、事業者、国による説明等も行ってきております。それから、権利者、当事者等についても話を聞いてきて、説明もして話を受けるということで、今回、10月10日に行うものは、広く区民の皆さんからご意見を伺うというところで作る予定でございます。

○西本委員

わかりました。ありがとうございます。

この説明の流れは、都市計画審議会も含めて流れはある程度決まっているのですね。こういうときには、まず権利者の方々にご意見を聞くというのは当然だと思います。それで、そこがスタートで、次に区民の皆様、地域の皆様に、告知も含めご意見を聞くという形の流れになっていると思います。そういう流れの中で、私は、区としての決まりにのっとった形で説明がなされているということだと思っているのですが、その仕組みがあまり住民たちがご存じないのかというふうに感じたのです。なので、第16条第2項によって権利者の人たちには説明がなされていて、本当に細かく意見を聞いていると聞いています。準備組合の方々が権利者の方々に、どういう条件ですか、どういうお考えですかということをお聞きしていると聞いております。なので、それを踏まえて、だから24人の同意者がいるのだということなのだと思うのです。3人はまだそこまで至っていないという方なのでしょうけれども、その方々も含め、しっかり合意までいくのか、どういう接点があるか存じ上げませんが、やはり皆さんが合意をした形で、納得した形で進めたいというふうに思っております。なので、すみません、これは私の意見になりますけれども、陳情の中での感じたこととしては、説明の順番が知らされていないというか、こちら側もきちんと説明をして、こういう手順で再開発のときには説明がなされて、皆様方の意見、地域の方であればこの時点、それから、利害関係者の方々に対してはこの時点という形でお聞きしますというふうな、再開発を進めるためのルールを、住民たち、区民の皆様は知らないのではないかと思います。私らはかかわって何となくそういう流れでわかっていますけれども、ほかの方はそこまで知られていないような気がするのですけれども、そこら辺をもうちょっとわかりやすいように区民の皆様方に知らせる方法を今後とっていくべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○稲田都市開発課長

この案件に限らず、この間からもやってきたところにおきましては、この事業者説明会を区のほうで指導してやっている。権利者説明会を法にのっとりながらやっていって、第17条に基づく説明会もこの内容というところでございます。それぞれの説明会でご質問やご意見をいただいたときに、今後の説明会におきまして今後の進め方というふうには、PRというか、進め方等はお知らせしているところでございます。今後より一層、地域の皆様には説明会の進め方等におきまして、わかりやすいよう

な説明には努力していきたいと思います。

○たけうち委員長

安藤委員。まとめてください。

○安藤委員

今の質問を聞いていて思ったことも含めて質問したいのですが、今の再開発の進めるルールを知らないというところと言うと、私は、やはり今回の事態で、再開発を進めていくルール自体が非民主的といえますか、まちづくりという点では不十分さもあるし、住民からは理解できない内容になっているのではないかとこのところ問題があると思います。それは都市計画法にもありますように、なるべく案の段階で、周りの住民の方も含めて意見を聞いて、それを計画に反映させましょうという精神がないというところだと思うのです。

だから、そういった意味では、再開発が進んでいきますということを知れば済むという問題はないというふうに思いますし、そこで今回のような方々が納得するとは到底思えないというふうに思います。

同時に、大崎駅のビジョンを区が考えるまちづくりのあり方、ビジョンをもっと説明すべきではないかと西本委員もおっしゃったのですけれども、それはそのとおりだと思うのですけれども、今回の問題点の1つとして、区がそれを示さないのです。全然まちづくりの一部の方にしか。一部の方々と何回もやっているかもしれないのですけれども、先ほど、同じ大崎の住民ではないかという話もありましたけれども、多くの方々にかかわる大崎全体にかかわるまちづくりの話にもかかわらず、そういった区がこれだけ再開発の意味があるということを説明したのですかという、今回初めて10月10日にやるでしょう。それで、さっさと進めようというのはとんでもないと思うので、私はビジョン自体が、はっきり言って、住民の理解を得られるものではないと思いますし、そういったまちづくりに地域の方々が、「いや、いいね」と思うとは私は思いませんけれども、少なくとも議論のあり方、まちづくりのあり方としては、立場は違うかもしれないのですけれども、ビジョンを説明すべきだというのは、それが出発点であり、最低限のことだと思うので、そこをやるべきなのではないかと。そういった意味で、そこは10月10日の前にしっかり区としてもっと早くやるべきだったのではないのですかということなのです。それが1点です。これは質問です。それと、今まで説明しましたかということ、これ、10月10日では遅いのではないのですかということです。

もう1つは、いろいろ難しい面はあります。制度上、難しい面はあると思いますけれども、この陳情の要旨に見られますように、「計画により多大な影響を受ける周辺の住民を含めて計画内容を十分説明し、かつ住民の意見を反映させる手続きを取ってください」というのは、ごくごく自然な当たり前のことだと、願いだと思うのですけれども、これまでの質疑ですと、説明会は丁寧な説明会をしますと。でも、説明するだけなのです。ここは都市計画運用指針にも国が書いているように、公聴会というのは案に意見を反映させるためのもの、説明会というのは計画を説明するものであるというふうに書いてあるのですけれども、これ、一方通行。だから、いくら丁寧な説明をしても一方通行でしかないということを感じます。それと、意見を伺いながらと言いますが、これも何うだけです。それを計画に反映させるということは1つありません。

ですから、改めて伺いたいのは、区として、陳情の要旨にある先ほど読んだところは、これはやるつもりはないということなのですか。そこら辺をはっきりお答えいただきたいといえますか、そういう考えはないということになるのでしょうか。お伺いします。

○稲田都市開発課長

ビジョンとか方針とかというところでございますが、区におきましては、もちろん東京都の副都心や緊急整備地域、国はそういうものを示してきておりますし、区といたしましても、品川区まちづくりマスタープランがございます。この中におきましても、大崎三丁目地区等もあらわしておりますし、さらに、大崎駅周辺地域の都市再生ビジョン等々も今まで公表してきているところでございます。こういう上位計画に基づきながら、西口、この地区を開発していこうというところの基本的なところはしっかりとやってきているところでございます。

また、公聴会、説明会、違うのではないかとというところでございますが、私どもは、説明会におきましても説明をして意見をいただき、また、ご心配やそういうものに対しても十分にこたえてきている。

また、その意見が反映されないのではないかとというところでございますが、先ほども申したように、意見書等出てくるところにおきまして、変更する必要があるというところにおきましては、取り入れていきたいというスタンスで臨んでおりますので、問題ないと思います。

○たけうち委員長

安藤委員、まとめて。同じことを繰り返さないようにしてください。

○安藤委員

はい、わかりました。

ぜひこの陳情の住民の皆さんの思いも酌んでいただいて、そういうふうにもみんなでやるまちづくりということ意識していただきたい。変更する必要がある場合はきちんと変更していただきたい。そして、ビジョンの説明というところでマスタープランで出しているからということでは、非常に不十分なのです。品川区としてはもう既にみんなの意見を聞いてつくったと、そういうふうなご見解をお持ちでしょうけれども、やはりマスタープランに載っています、それが公表されていますということで、地域の方に品川区が十分ビジョンを説明しているというふうには私はならないと思いますので、そこは今からでも遅くありませんので、もしこの品川区の大崎駅のこの149m、39階建て、ほとんどマンションというところですけども、そうした計画が本当にまちづくりにとってすばらしいビジョンだということであれば、堂々と説明していただきたいというふうに思います。

○たけうち委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成29年陳情第7号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来から。

○大沢委員

本日、結論を出していただきたいと思います。

理由につきましては、先ほど来、質疑がありました。区は説明を段取りを踏みながら、平成19年から組織をつくりながらして、そもそもの再開発というのは、地元の皆さんの自発、発意に基づいて行われるのが再開発であります。区の公の立場としては、再開発、区の皆さんの発意に基づいてサポートする立場が、これはもう間違いない両者の関係であります。しかるに、この問題につきましては、組合の皆さん、そして当事者である公、区、事業者、陳情者、この四者のしっかりとした意見の疎通、意見の渡り合いが必要であると考えます。その上におきまして、本来であれば、この四者が自発的に話をしな

がら進めていくものが開発であると思います。その上におきましては、この陳情の要旨にあります住民の意見を反映させる手続を議会のほうでとってもらいたい、こういうような陳情ではありますが、ここにつきましては、公がこの四者の自由な発意に基づく間に入る、要は、開発におけます自治に対してこのところに疑義が生じる。しかるに、この件に関しては、自民党・子ども未来としては願意に沿うことができないので、これに対しては不採択を主張したいと思います。

○新妻委員

本日、結論を出すでお願いいたします。

これまで、今、説明をいただきましたとおり、平成19年から準備組合が立ち上がって、また、この地元の当事者の方も27組中25人が加入をしており、これまでも説明会等も行っておりますので、ご説明いただいたとおりであると思います。よって、不採択でお願いいたします。

○安藤委員

結論を出すで、採択を主張したいと思いますが、やはり重要な問題を今回の陳情は投げかけているのではないかと思います。やはり、今後のまちづくりにかかわってくるわけですから、やはり周辺の方も含めて計画段階から早期に意見を伺いながらしっかりやっていくということがまちづくりの基本だと思います。なので、こちらはこれまで長年時間もかけてきたと言いますが、逆に言うと、もっとその時間があれば、早い段階でオープンにしているいろいろなみんなが喜ぶようなまちづくりができなかったのかと残念な思いもあります。採択を主張したいと思います。

○いながわ副委員長

本日、結論を出すということで、先ほど来、都市計画課長、都市開発課長からお話があったように、ずっと丁寧な説明をし続けてきたということでありますので、もちろんこの再開発に関しても、これまでの経緯に見られるように、しっかり都市計画法にのっとって進めてきておりますので、ただ、しかしながら、こういった陳情が出てきているというのも事実でありますので、しっかり説明を今後さらにしていただくということは必要だと思っておりますが、今回の陳情に関しては、説明しているということで、不採択にしてください。

○筒井委員

本日、結論を出すということでお願い申し上げます。

先ほど来からご意見が出されておりますけれども、平成19年、約10年前から準備組合が設立されており、そして区側としても丁寧な説明をされてきたということで、今回、公聴会をまた改めて開く必要はないのではないかと考えております。

ただし、やはり同じ大崎地域に住む方々、良好な区民関係維持のためのご努力はしていただきたいということで、引き続き、区としては多くの区民の納得を得られるよう、丁寧な説明をお願いしたいと考えております。

結論としましては、不採択とさせていただきます。

○西本委員

本日、結論を出していただきたいと思います。不採択ということでお願いします。

意見なのですが、今回の陳情に関して非常に危惧するところがあります。今回の審議の中で、この計画に権利者の24名が同意されています。そこで近隣の住民たちについては、というところにおいては、いろいろ心配事がたくさんある。これは当然だと思います。ただ、こういう動きは、準備組合の関係者にもインタビューしましたがけれども、一番つらいことなのは、地域が分断されるということだというこ

とです。この地域の分断はなぜするかという、やはりお互いの考え方を理解し、しっかりとお互いの歩み寄りが地域の中でも必要性があるのではないかという思いがありまして、そこに行政とか議会とかというよりは、やはり地域の中で解決できるものについては地域でという、自主性を尊重していきつつ、私たちの立場があるのかというふうには今回は非常に感じさせていただきました。お互いの言い分はあるかと思います。ただ、ここの危険性もある、そして耐震性も何とかしなくてはいけないというようなところ、再開も進んで、もっとこの地域を活性化していきたいのだという、そういう地域の権利者の方々の思いもありますし、組合の方々の思いもあります。ただ、その周辺の人たちは、そうは言っても、高層ビルが建つのはどうなのだろうか、いろいろな心配があるよねというようなところをお互いに出すことよっての理解を深めつつ、まちづくりをつくっていくのが最も好ましいことではないかというふうには非常に感じました。今回の陳情を契機に、まちづくりは何だろうということまで深く考えていかなければならないのではないかというふうには感じさせていただきました。

○たけうち委員長

それぞれありがとうございました。

それでは、陳情第7号については、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、陳情第7号は、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどご意見を伺いましたので、陳情第7号につきましては、挙手により採決を行います。

平成29年陳情第7号 大崎駅西口F南地区再開発計画の住民への説明に関する陳情を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時15分休憩

○午後1時15分再開

○たけうち委員長

それでは、建設委員会を再開いたします。

2 請願・陳情審査

(2) 平成29年陳情第8号 北朝鮮のミサイル発射に対して万全の措置を求める陳情

○たけうち委員長

(2)平成29年陳情第8号 北朝鮮のミサイル発射に対して万全の措置を求める陳情を議題に供します。
本陳情は初めての審査になりますので、まず書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○たけうち委員長

朗読が終わりました。

本件につきましては、理事者の説明の前に、陳情者より意見陳述の申し出がなされております。この申し出につきましては、質疑終了後、意見表明の前にお諮りしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○安藤委員

かなり心配されている区民の方々がたくさんいると思うのですけれども、せっかくだから、陳情に至った思いを直接伺いたいのので、できれば審査の前に私は陳述を聞きたいと思っておりますけれども。

○たけうち委員長

今、安藤委員から、通例では質疑終了後、意見表明の前に意見陳述するかどうかのお諮りをする事になっておりますが、質疑終了前に意見陳述をという申し出がありました。皆様、いかがでしょうか。ご発言願います。

○大沢委員

通例どおり議事を運んでいただくことを望みます。ですから、前ではないということです。今、安藤委員の言ったことには反対をいたします。

○たけうち委員長

ご意見が分かれたので、挙手によりお諮りしたいと思います。

○西本委員

まず、こういう意見陳述という本来の姿なのですが、この陳情は受けているわけですので、この陳情を受けて、その議論をするということで、さらに説明が必要だというときにお願いするという形になると思うのです。なので、事前に聞くということは、この陳情、流れ、仕組みに関してちょっとおかしいのではないかと考えているので、大沢委員と同じように思います。

○たけうち委員長

ご意見ありがとうございます。

今、品川区議会の申し合わせ確認事項等では、特に意見陳述をどこでということについては明記されておりませんので、そういう面で、今、両方ご意見が分かれたので、委員会の中でお諮りしたいと思います。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは、意見陳述につきましては、これまでどおり、質疑終了後、意見表明の前にお諮りすることで賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○たけうち委員長

賛成者多数ということで、意見陳述をするかどうかを諮ることについては、理事者の説明、また質疑終了後にお諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきまして、理事者からご説明願います。

○古巻防災課長

それでは、私から、陳情第8号に関連しましてご説明を申し上げます。

まず、区の対応につきましてでございますけれども、こちらは国の法令、正式名称がかなり長いものなので通称で申し上げますけれども、事態対処法及び直接的には国民保護法第35条を根拠といたしまして、区で品川区国民保護計画を作成いたしまして、武力攻撃事態等への対応を定めているところでご

ざいます。

計画では、主に避難、救援、武力攻撃災害への対処といった観点から、国と指定公共機関、これは放送事業者ですとか、電気、ガス事業者、そういった機関を指しますけれども、それらが連携しまして、区におきましては、国の発令した警報、避難指示等の迅速かつ確実な伝達、東京都と連携した救援の実施、また、武力攻撃災害が発生した場合の応急措置の実施などについて、計画で区が求められている役割に基づきまして、それらの対応を定めているというところでございます。

今般発生しております北朝鮮による一連のミサイル発射実験に際しましては、この国民保護計画で対象とする事象の前段階と位置づけまして、計画に準じた関係者間の連絡体制ですとか、情報収集、伝達体制につきまして、関係所管で確認し、既に実施をしているところでございます。

陳情につきましては、区民の保護や救援活動の迅速な対応等を求める内容でございますけれども、特に1項目目、4項目目、こういったことにつきましては、区では、先ほど申し上げましたとおり、国民保護法と国民保護計画を定めまして実施することとしておりまして、改めて言われるまでもないことであるというふうに考えております。

また、2項目目の法の徹底、啓蒙につきましては、一義的には政府の責務であるというふうに認識しておりますけれども、その趣旨を踏まえまして、例えば、Jアラートの際にとるべき行動などといった国の発する情報の区民への周知は、ホームページ等を通じまして既に実施しておりまして、当然今後も引き続き実施をしていく事項であるというふうに考えております。

さらに3項目目の避難訓練の実施に関しましては、優先すべき事項はJアラート等によりまして伝達された情報に応じた避難方法を区民に対し十分に周知することであるという区の考えにつきましては、一般質問の答弁でお示したところでございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○安藤委員

まず大前提として、一連の北朝鮮による核実験の強行とミサイル発射ですが、世界と地域の平和と安定にとっての重大な脅威ですし、国連安保理決議にも違反した暴挙だと思います。共産党としましては、厳しく糾弾して抗議したいと思います。

中身なのですが、今、ご説明もあったのですが、例えば、2項目目の対処法というものがあるのですが、対処法、ミサイルが着弾した場合の対処法とは何か、具体的に伺いたいと。

それとあと、ミサイルが着弾した場合に備えた避難訓練については、いかがなんでしょうか。なかなか緊急的な対応になると思うのですが、命と財産を守る対処や訓練は、ミサイルの場合、なかなか難しいのかと思うのですが、そういったことは可能なんでしょうか。伺いたいと思います。

○川部防災安全担当課長

まず、着弾した場合に想定される等々の件でございますけれども、まず応急処置といたしましては、着弾する以前に、今、盛んに騒がれておりますJアラートが発動した場合の対処、これは内閣官房ポータルサイト等でも国民に対してそのときの対処方法と呼びかけておりますけれども、区といたしましては、まずは着弾する前の措置についても区民の皆様には十分な周知を図っていきたくて思っております。

それから、着弾したときのことに関しましては、区の国民保護計画に基づきまして、東京都から示されたときの消防、警察と連携した避難の実施でございますとか、そういったものが着弾時の措置として

は想定されているところでございます。

それから、2つ目の訓練はいかにということでございますけれども、これも先ほど防災課長が説明したとおり、まずは訓練以前に、着弾した場合もしくはJアラートが発動した場合に何をすべきかというようなことを十分周知していくことが必要だと思っております。したがって、現在、例えば高齢者施設等での避難訓練の機会等を捉えまして、区のほうから出前の訓練や周知を徹底して、皆様に知っていただくというようなことを啓蒙してまいりたい、このように考えてございます。

○安藤委員

着弾前の措置が重要だということですが、どういった措置を考えているのか、もうちょっと、もう一度お伺いしたいのと、後段の高齢者の云々というところがちょっとよくわからなかったのもう一度そこら辺をお聞かせいただけますか。訓練するということですか。

○川部防災安全担当課長

まず、着弾前の措置ということに関しましては、これは先ほど申し上げた国民保護ポータルサイトという、これは内閣官房が運営しているホームページでございますが、この中にJアラートが鳴ったとき、要するに、着弾前に何をすべきかというようなところが詳細に示されております。

順を追って申し上げますと、まず、建物の中もしくは地下の中に避難してくださいというようなことが示されております。その後、もし関連する、あなたがいる地域にミサイルが飛んだ、通過したというような情報があれば、落下物に注意してください。もし落下物を発見した場合には、触らずに、警察、消防に通報してください。このような手順を追って国民の皆様、区民の皆様に周知を図っているというようなところでございます。

2つ目の高齢者施設での訓練ということに関しましては、訓練も大事なのですが、それ以前に、今申し上げたようなJアラートが発動したときに、どういう措置を一人ひとりがとればいいのかというようなことをお知らせすることを想定しております。高齢者施設などにおきますと、例えば夜間などと、少ない職員の数で多くの高齢者の方のいろいろな介助等をしなければいけないというようなことがございますけれども、そういうときにJアラートが鳴ってしまったら、職員の方はどのようにすべきか、どのような対応をとるべきかということや、施設の中で介護等を逆に受けている方は、どのように行動すればいいかというようなことを、特に職員のほうにスポットを当てながら、どのような措置をとればいいのかというようなことを説明するというようなことを想定してございます。

○安藤委員

職員への説明ということは、大々的に、報道等でありまして、Jアラートが鳴ったときの訓練を行っている自治体が結構あるということで、映像とかも出てはいますが、先ほどのように建物に入るとか、地下に行く、建物のなるべく窓側に行かないとか、屋外ですと、しゃがんで頭を覆うとか、どこに落ちるかかわからないというところで、実際にどれだけの効果があるのかというのはなかなか厳しいかという印象なのです。今のお話ですと、実際に高齢者施設で訓練をやるというよりも、職員への説明ということだと私は理解しました。

やはり撃たれた後の事後対応ということでは、なかなか区民の命は守れないということだと思うのです。やはりミサイルを撃たせない、政治や外交努力がすごく大事だと私は思うのです。今、やるべきことで最大の危機は、このケースですと、米朝両国の軍事的緊張が今エスカレートしてしまっている。当事者たちの意図にも反して偶発的な事態とか誤算によって、軍事衝突が起きてしまうのではないかと、そういう現実の可能性が生まれ、それが強まっているというところがやはり今は最大の危機だと思うの

です。万が一そういった事態が引き起こされてしまったら、その被害は本当におびただしい犠牲で、日本にも深刻な形が及ぶことがありますので、基本的なスタンスとしては、絶対に軍事衝突を避けるという、そういうところが大事だと思います。したがって、今、全力を挙げなくてはいけないということは、この軍事衝突を回避するということだと思います。軍事衝突が起こったことを考えて具体化するということではないと思うのです。

どのようなことでも軍事的緊張、米朝両国の軍事的緊張をエスカレートさせるような言動は、当たり前です、厳に慎むべきだと思いますし、そういった意味では、今の政府の対応は私は非常に問題があると、対話を否定したりとか、米艦に給油したりとか、こういう政府の対応は間違っていると思うのですけれども、同時に、国民保護法に基づく訓練というのも、やはりこうした軍事的対応ですとか、武力衝突を前提とした対応にのめり込んでいってしまうということは、やっぱり恐怖や憎悪をお互いあおって、両国間の緊張を高める、エスカレートしてしまうということにつながりかねないとは私は心配しているのですけれども、いかがでしょうか。

○川部防災安全担当課長

国の外交等につきましては、区の立場で述べることはないと思うのですけれども、まず1点、委員がおっしゃる効果がどこまで、着弾時、本当にミサイルが着弾してしまって、どこまで効果があるのかということなのだと思いますけれども、確かに直撃してしまえば相当な被害は避けられませんし、人間の力ではどうすることもできないこともございます。しかしながら、仮に近隣地域に着弾して直撃は免れたというような状況があるのであれば、100分の1、10分の1、限りなく生き残るすべを追求するにあたっては、やはりどのような対処をとるべきかということは、区の立場として周知していくべきだと思いますし、また、それを実行していただくための啓発活動を責任をもってやるのが区の立場だと考えております。

それから、訓練を推奨、周知を推奨することによって、そちらの軍事的な話にのめり込んでいってしまうのではないかという危惧に関しましては、のめり込んでいくかどうかというところは我々は言及はできないのですけれども、仮にそうなってしまった場合に、先ほども申し上げたとおり、一人ひとりが生き残るため、親御さんにとって大事なお子さんが生き残るためのすべを周知していくというのは、やはり区としての大きな責務にあると思いますので、今後そのあたりを肝に銘じて対処していきたいと、このように考えております。

○安藤委員

繰り返し共産党も国政問題について本会議等で区長にも質問させていただいていますが、防衛、外交にかかわることは発言しないという答弁が返ってきますけれども、今、効果がどこまであるのかは思うけれども、少しでも意味があるならばやるみたいなの、そんな感じのお話だったと思うのですが、私が伺ったのは、これをやることでお互いが軍事的衝突を、ある意味、前提にしたような対応になってしまうわけです。それぞれが武力衝突事態を想定して動く、具体化していくということを進めていけば、私は、区はないとおっしゃいますけれども、逆にマイナスの効果も出てしまいかねないというふうに思うのです。エスカレート、緊張をあおるということになりかねない。これはマイナスの面も大きいと思います。

品川区が今一番やらなくてはならないことは、軍事衝突を避けるということに注力する、そこに全力を傾けてほしい。だから、繰り返し言っているのが、これ以上の軍事的緊張をあおるような、例えば9条を変えてしまうとか、あるいは、核兵器禁止条約に、非核平和都市品川宣言を持ちながら政府に批准

を求めるといふことも言わないとか、そういったことでは、私は、軍事衝突を避けるために努力をしていると言ふには不十分だと思うのです。私としましては、そこに注力していただきたいと思うのですが、なかなか答弁は変わらないかもしれないのですが、そちらのほうに力を入れてほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○たけうち委員長

安藤委員、この陳情に係る内容でお聞きいただきたいと思うのですけれども、そういうことを踏まえてお答えください。

○古巻防災課長

今おっしゃった経緯に関しましては、繰り返しになりますけれども、そういった事項につきましては、区の所管する事項ではない。例えば、2項目目の法の徹底、啓蒙については、一義的には政府の責任であるというふうなお話もさせていただきましたけれども、こういった事項なのかと考えております。

区としては、もう既にこういったことに関しましては、国民保護法に基づいた対応を計画として作りまして、そういった関係からは周知をしていくというような形を既にとっておりますので、それ以上でもそれ以下でもないのかというふうに思っています。あまり話を広げてという形での答弁はなかなか難しい、区の所掌する事項ではないというふうに考えております。

○筒井委員

当然、北朝鮮のミサイル着弾等のそうした事態は本当に望ましくない、本当に起こってほしくない状況だと考えておりますけれども、その可能性が、この陳情に書かれておられる文章にあるように日に日に高まってはきていると考えております。

まず、この陳情の最後の項目で、「区長の迅速な判断のもと、的確な救援活動を実施すること」については、これは言われるまでもなくできるという旨のご答弁がありましたけれども、もう一度、的確な救援活動を行える根拠規定と、具体的にこの的確な救援活動はどうされるのかということをもまず1点お聞きしたいと思います。

2点目としましては、やはりこうした日に日に高まる緊張状態で、品川区民の方も、実際、そうしたミサイル着弾等の事態が起きたらどうしようかと、どう対処したらいいのかと悩まれている方が多いので、ぜひ徹底して国民保護ポータルサイトに載っているような情報の啓蒙周知活動をやっていただきたいと考えておりますけれども、その1つの手立てとして、区議会だよりや、区の広報掲示板や、町会掲示板等に、そうした周知活動の一環として掲載できないのかと、それが可能なかどうか、今お聞きしたいと考えております。

3点目としまして、住民に一番近い基礎自治体である品川区としては、やはり今すぐには避難訓練などは実施は難しいかと思っておりますけれども、状況に応じては、そうした訓練をしなければならないということになり得るかもしれませんので、積極的に国からの情報を得るなどして、計画をそろそろ進めていったらいかかと思うのですけれども、その点、区としてはどのようにお考えなのか、これが3点目で、以上3点、ご答弁をお願いします。

○川部防災安全担当課長

お答えいたします。

まず1つは、的確な区の対応、この陳情4項目目の記載に対する区の対処方法はいかがということだと思うのですけれども、これにつきましては区の国民保護計画の中に、初動連絡体制の迅速な確立およ

び初動措置というのがございまして、最初に被害が起きたときには、それがミサイルの着弾によるものなのか、あるいは、その他のものなのか、自然災害なのか、なかなかわからない時期が初動期にはあるかと思いますが、そのようなことを想定しまして、区といたしましては、何か区内に被害が及んだ場合、初動体制を確立するというようなことが、この運用計画の中に記載されております。その時点では、区の応急対策本部を擁立いたしまして、ここに区長が応急対策本部長となり、筆頭となって区の職員を指揮し、それから、都、警察、消防、海上保安庁、自衛隊等々と連携して初動措置ができるように計画の中に記載をしているところでございます。

2つ目の着弾時の情報の発信のこれからの発展性についてでございますが、これは委員おっしゃるとおり、今の段階では、ホームページで国の内閣官房のポータルサイトにリンクを張っているような状態なのですが、そのポータルサイトの中には、非常に区民の皆さんにとって、先ほど来、お話が出ておりますJアラートが発動した場合の対応ですとか、そういったものがわかりやすく記載されている部分がございます。今後、そういったものを区の広報だとか、そういったような媒体で区民の皆様にご紹介していけるような、そんな方法を関係課とも調整しながら進めていければというふうに思っております。

3つ目の今後の積極的な訓練の推進ということでございますけれども、当初はまずは周知というように考えてはございますが、段階的には、今度は実働的な訓練、体を動かしていただいた訓練というように、当然段階を踏んではステップアップしていかなければいけないというふうにも考えておりますので、今まさに周知の段階を迎えておると思っておりますので、そのあたり、今後の訓練の実施方法等々について研究していきたい、このように考えております。

○西本委員

確認だけです。この陳情の文章の中の下から5行目、「北朝鮮のミサイルが失敗しており」とあるのですが、今までのものに対しては、これは品川区というより国の評価ということかもしれませんが、失敗という認識なのでしょうか。それとも、これはどういうふうにも今までのミサイルの状況を認識しているのか。わかりましたらお答え願います。

○たけうち委員長

わかればでいい。

○西本委員

わかればでいいです。

○古巻防災課長

ここに書かれている「これまでも北朝鮮のミサイルが失敗しており」というのは、これは報道からの抜粋にはなりますけれども、例えば、失敗をしたというところで言いますと、例えば、本年4月16日、ミサイル1発を発射したところ、発射直後に爆発、失敗したものであるというような記載の記事がございまして、今までも、そういう意味で言うと、ミサイルの発射実験が失敗したことはあるという自体は事実かと思われま。

○西本委員

はい、わかりました。

○大沢委員

状況だけお聞かせ願いたいのですが、避難訓練を実施したのは秋田県ということで認識しておりますけれども、それ以外に避難訓練をやったという情報なりは行政のほうでお持ちでしょうか。

○川部防災安全担当課長

まずは、政府のほうの訓練ということで、正確には政府と自治体の連携訓練ということだと思のですが、これは秋田県を筆頭に、島根県ですとか、各所で政府と自治体連携の訓練は既に実施されているところがございます。

あとは、自治体の単独訓練というところで掌握しているのは、例えば千葉県千葉市などが9月4日に、これは総合防災訓練の一環としてということではございましたが、千葉市の単独での訓練が行われたということでございます。

ほかにも最近では、東京都千代田区の小学校でJアラートが鳴ったことを想定した避難訓練が行われたと、これは報道で認知をしているところがございます。

○大沢委員

となると、特別区ということで絞り込んでお伺いしますけれども、今、千代田区の小学校がJアラートが発令されたという想定で訓練を行った。そのみで認識してよろしいですか。

○川部防災安全担当課長

私のほうも直接各区なりに当たったわけではないのですが、今現在、報道されているというところでは、その1件のみかと思えます。あとは、自治体として、例えば何々区としてJアラートが発動したときの訓練を行ったというようなことは今まで掌握はしてございません。

○大沢委員

そうすると、先ほど来のご答弁の中で、まずはJアラートについて、区民に周知がまず第一義、初段の段階だということで、先ほどのご答弁の中では、まだ全ての部分でしっかりとした対策に対する整備がまだできていないように感じましたけれども、それについてコメントをお願いします。

○川部防災安全担当課長

これは区の対応以前に、政府のほうのJアラート発動時の措置ということについては若干揺れているところがあります。

と申しますのは、従来、政府の周知、Jアラートが発動した場合のJアラートの文言なのですけれども、Jアラートが発動したら、「頑丈な建物に避難してください」または「地下に避難してください」というような表現でございました。もう1つは、通過情報も、従前は「この地域」という非常に大まかな漠然とした表記、文言だったのですけれども、それがやはり8月29日に北海道地方を飛来した際に、住民の方が頑丈な建物と言っても、頑丈な建物とは何ぞやというところですか、または、あまりにも「この地域」というような大ざっぱな情報だったので、非常に混乱したというようなことを受けまして、政府のほうでも9月14日に、従来の「頑丈な建物」という表現を「建物の中」または「地下の中」というふうに、とにかく初動期は建物があったらそこに入ってくださいということがわかりやすくなるような表現に改めたところがございます。また、「この地域」というあまりにも大ざっぱな表現を、今回9月15日に飛来した際には、「北海道地方から太平洋に通過した模様です」というような地域的なことをより具体的に文言を改めまして政府の対応としたところがございます。

といったように、まず国の対応自体も、今そのような変化、ブラッシュアップを遂げているような段階でございまして、区といたしましても、今後、周知をかけていくにあたっては、いろいろなことを研究、検討しながら、その方法について追求していくべきなのだろうと、このように考えております。

○大沢委員

そうすると、今、ご答弁で伺いました。確かに陳情者の1から4番については、国の危機に関するこ

とですから、非常に納得のできるものではありませんが、先ほどの避難訓練を防災訓練の中に組み込んだ、あるいは千葉市では小学校でやったという部分で、全体的な体制なり形づくり、対策がまた完備していないのが実情と、今の課長の答弁があった。となると、やはりまだ私が時期、これはまだ、これをさらにブラッシュアップする課題あるいはそのものに対する懸念が数多くあるというふうに認識してよろしいでしょうか。

○川部防災安全担当課長

いろいろとやり方を研究、検討していかなければいけないということは確かなことだと思います。

○大沢委員

はい、わかりました。

○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより意見陳述の取扱いをお諮りします。

平成29年陳情第8号について意見陳述の申し出が出ておりますので、ご意見をいただきたいと思えます。

○大沢委員

今の質疑ならびにこの陳情書を読ませていただき、また、関係理事者からもお話をいただきましたので、陳述については、私ども自民党・子ども未来は、必要なしと考えます。

○安藤委員

こういった重要な不安がある案件ですので、やはり区民の皆さんの付託を受けて行政にチェックしたり、物を言ったりする議会としましては、こうした生の意見を伺う機会はしっかりと保障していくといえますか、それがやはり議会改革にもつながることだと思いますし、私はぜひ積極的にこうした機会があれば受けていくべきではないかと思えます。

○筒井委員

私としては、この方の思いを直接聞いてみたいと考えておりますので、意見陳述は認めたらいかかと思っております。

○新妻委員

我が会派としまして、今、理事者の方からご説明をいただいたとおり、内容も理解いたしましたので、意見陳述はなくてよろしいかと思えます。

○西本委員

私も、今回の質疑の内容で、現状、それから課題、これからしなければならぬことが、対応していただくということも含めて理解した上での結論が出せるかと思っておりますので、意見陳述は必要はないと思えます。

○いながわ副委員長

いろいろな委員の質疑に対してのご答弁で、防災安全担当課長、防災課長の話聞いて、品川区の現状は理解できて、今後さらに磨きをかけて、まずこの国民保護法というものが、国民保護計画があるということを区民の皆様にご存知いただくということが大切なのところだと思っておりますので、それを今後やるという話も先ほどされておりましたので、特に意見陳述を設けるに至らないと思えます。

○たけうち委員長

それぞれありがとうございました。

それでは、ご意見が分かれましたので、意見陳述の実施について、挙手にてお諮りしたいと思います。
平成29年陳情第8号についての意見陳述の申し出を受けることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

ありがとうございます。

賛成少数でございますので、意見陳述は行わないことに決定いたしました。

それでは、平成29年陳情第8号の取扱いについてご意見を伺いたしたいと思います。

陳情を継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いします。

○大沢委員

本日、結論を出してください。

意見は、昨今の東アジア情勢を鑑みますと、この陳情者と懸念を私どもも一にするところではあります。この4つの項目については、品川区の国民保護計画におきまして、既に実行されている。また、3番目の避難訓練等々についても、まずはそこに到達するための体制づくり、あるいはこの動き方の周知が肝要と考えます。しかるに、これをまだいろいろな部分で時期が尚早ではないかと、避難訓練については実行するには時期が尚早ではないか。ほかの部分については、他の1項目、2項目、4項目については、既に区におきまして行っているということです。

したがって、この陳情については、願意に沿い難い、不採択でお願いいたします。

○新妻委員

公明党も、本日、結論を出すでお願いいたします。

結論としましては、不採択でお願いいたします。

私も一区民としては、北朝鮮のミサイルの発射に対しては心配事ではありますけれども、今ご説明をいただきましたとおり、国民保護法に基づいて区も行っているということ、また、これからも発射する前のJアラートが発信されたときの対応が大事であるということ、この周知が必要であるというご説明がありましたので、そのことをしっかりと行っていただきたいという思いを込めますが、不採択でお願いいたします。

○安藤委員

本日、結論を出すということで、態度は不採択なのですが、ちょっと長くなるのですが、まず国民保護法自体が、自然災害と戦争、根本的に異なったものなのですが、これ、混同しているのか、根本的に間違っていて、自然災害とは努力をいかに重ねても発生回避できませんけれども、だから万全の被害予防や被災者救援の対策が求められるのですが、これに対して戦争とは、やはり政治とか外交の延長で、人為的に引き起こされるものですから、意思や敵意を持たない自然災害の備えが災害発生の誘因となることはないのですが、逆に、仮想敵を想定した戦争への備えというのは、軍事緊張を拡大して戦争を誘発しかねない。過剰に反応すれば過剰対象にかえって緊張を高めることになる。人々の憤怒をあおることは、事態を悪化させかねないと思います。では、どうするのだという話なのですが、現在の危機を解決するためには、やはり米朝両国による直接対話しかないと思います。国連安保理決議でも経済制裁強化の措置を徹底するとともに、対話を通じた平和的、効果的な解決を呼びかけていますが、やはり危機打開と問題解決のためには、経済制裁強化も必要ですが、そ

れだけでは足りない。経済制裁強化と一体に、やはり対話による解決の道へ踏み出すことは不可欠だと思います。これは品川区にかかわると、特に日本政府が対話否定論に固執する態度を示している今、やはり区民の命を守るためにこういった危機を何としても防ぐために、区長もこれだけの危機を目の前にしているわけですから、外交には口を出さないとやっている場合ではないと、みずから首相に今こそ対話に踏み切るべきだということを米国政府に説いてほしい、そういう要請こそ私は品川区が行うべきことではないかと思っておりますので、長くなりましたが、不採択ということで。

○いながわ副委員長

結論を出す。

不採択ということで、理由は、先ほど申し上げましたとおり、1項目目、2項目目、4項目目は、既に品川区としてはしっかりと行っているということでもあります。私は、この品川区民の全ての人に、国民保護法とか法計画を周知されているとは思えない部分もあるので、ぜひSNSを含む、ホームページは見なければ見られないわけですから、発信をするということは非常に必要だと思っております。出張所に置くしかり、掲示板に張るのもしかり、しっかりと区民の皆様がこういうときはこういう行動を起こすのだと、万人がそれを共有できる取組みをしっかりと行っていただきたいと思っております。それができてからの3項目目になるのかと。今いきなりこれをやると、逆に不安をあおると言い方は語弊があるかもしれませんが、まだ時期尚早なのかという部分がありますので、陳情の内容に関しては不採択でいいと思っております。

○筒井委員

結論を出すということでお願いします。

この陳情者がおっしゃるとおり、特に2項目目です、国民保護法の情報を区民に徹底し対処法を啓蒙すること、これは非常に重要だと考えていますので、区民の方は理解しやすいように、そして手にとりやすいように、区議会だよりや掲示板等々、いろいろな媒体を使って徹底した周知を行っていただきたいと考えております。

そして、避難訓練なのですけれども、やはり急には直ちにはできないと考えておりますので、いろいろな情報を収集して、そのうち避難訓練が必要な段階が来るとは思いますけれども、すぐには実施はできないというふうに考えております。

ということで、採択とまではいきませんが、この陳情者の思いを汲みまして、趣旨採択とさせていただきます。

○西本委員

本日、結論を出してください。

結果は、不採択です。

理由としてですが、もう既に対処をとられていること、ただ、課題はあるということが示されたのだろうと思います。やはり国民保護法も、皆さんおっしゃるように、かみ砕いて周知をしていただいて、やはり必要なことは具体的な行動として品川区民の方々がどのように行動をとっていくのかということが大切でしょうし、やはり今一番それが知りたいと思っていることなのではないかと思っております。それを今後しっかりやっていきますということをご答弁されていますので、お願いしたいと思っております。

ただ、この3番目と4番目の避難訓練実施等々なのですが、そもそもどういう訓練が必要なのかということが、いろいろな北朝鮮の動きがあって、まだ国として定められているわけではないのではないか

というふうに思っています。とりあえず政府と自治体が協力しているいろいろやっているようではありますが、それで本当にいいのですかというようなことがありまして、もう少し現状を分析しつつ、今の建物がどういう状況になっているのか、品川区内の公共施設がどういう形になっていて、避難する経路がどうなっているのかという細かい準備がやはり必要だと思います。なので、ただ単に訓練しろと言われても、なかなかそれは準備が必要で、具体性に欠けるといふところでは、今回はこの陳情に対しては願意に沿い難しということで不採択をお願いします。

○たけうち委員長

それぞれご意見ありがとうございました。

それでは、陳情第8号については、結論を出すところのご意見でまとまったようですので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、陳情第8号は、本日、結論を出すことに決定しました。

皆様のご意見を伺いましたので、陳情第8号につきましては、挙手により採決を行います。

平成29年陳情第8号 北朝鮮のミサイル発射に対して万全の措置を求める陳情を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を趣旨採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○たけうち委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) 専決処分の報告について（報告第22号）

(2) 専決処分の報告について（報告第23号）

○たけうち委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

(1)専決処分の報告について（報告第22号）および(2)専決処分の報告について（報告第23号）は、ともに関連する内容のため、一括議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○工藤品川区清掃事務所長

それでは、お手元の資料に基づきまして、報告第22号および報告第23号につきまして、一括してご報告いたします。

まず、報告第22号、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、庁有車運行中に起きた乗用車との接触事故に伴う損害賠償額の決定について、平成29年7月31日に専決処分をいたしましたので、同条第2項に基づき、本議会にご報告をするものです。

事故の概要でございますが、平成29年7月10日、品川区大崎一丁目18番先の区道で、誤って車道中央線（センターライン）をはみ出して走行いたしましたため、前方から来た乗用車に接触し、同車の右

サイドミラーを破損したものでございます。

本件事故は、安全運転義務を怠った区に過失があり、この破損部分の修理費2万1,656円を損害賠償したものでございます。

次に、報告第24号、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、清掃作業中に起きた自動二輪の破損事故に伴う損害賠償額の決定について、平成29年8月29日に専決処分をいたしましたので、同条第2項に基づき、本議会にご報告するものです。

事故の概要でございますが、平成29年7月7日、品川区中延六丁目11番20号付近で、ごみを収集する際、周囲の安全確認を怠り、道路を横断したことから、走行中の自動二輪車が職員との接触を回避しようとして転倒して、同車のフロントフォーク等、フロントフォークといいますのは、いわゆる前輪を挟み込んでいる2本の部品のことでございます。こちらのほう等が破損したものでございます。本件事故におきましては、左方から自動二輪が接近しているにもかかわらず、左方の確認を怠り横断した、飛び出したことが原因でございまして、車の破損部修理費用17万5,466円を損害賠償したものでございます。

なお、相手方につきましては、お手元の書面に記載のとおりでございます。

いずれの案件につきましても、今後こうした事故がないよう、緊張感をもって交通法規の遵守、確実な車両の運行、また安全作業を行うよう指導を徹底してまいります。申し訳ございませんでした。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○新妻委員

1点だけ確認させていただきます。

たしかこれ、前の委員会有的时候きに、損害賠償額は保険からまかなわれているということを確認させていただきましたが、たびたびこのような報告をいただく中で、年間で見ると、この事故の件数は減っているのでしょうか。それとも毎年同じぐらいの事故が発生してしまっているのでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長

年間によってばらつきがあるかと思いますが、昨年が、車の事故が4件、作業中の事故が2件ということで6件でございました。今年度はすでに、今、車の事故が2件、作業中の事故が2件ということで、そういった意味では、少し増えているような状況でございます。

○新妻委員

ありがとうございました。

今後、事故のないようによろしく願いいたします。

○西本委員

これは修理費だけなのですけれども、けがとかはいかがだったのでしょうか。

○工藤品川区清掃事務所長

接触を回避しまして転倒したということでございます。けがの状況でございますけれども、当日、救急車を呼びまして病院に運ばれたということでございますけれども、その日のうちに退院した。しかしながら、重傷には至らなかったということでございますけれども、胸の部分を打ったというお話を聞いておりますけれども、全治1カ月ということ聞いてございます。

○西本委員

この治療費とかはどこで、ここには計上されないのですか。

○工藤品川区清掃事務所長

治療費につきましては、相手方の申し出によりまして、治療費は区に請求しないと。いわゆる車の部分だけの請求ということでございます。

その理由といたしましては、通勤の途上だったということで、会社のほうの通勤災害のほうでまかなわれるというお話をされておられました。そのような中で、私ども、示談をしたというところでございます。

○たけうち委員長

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 第28回東京都道路整備事業推進大会について

○たけうち委員長

次に、(3)第28回東京都道路整備事業推進大会についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中村都市計画課長

それでは、恐れ入ります、資料をご覧ください。第28回東京都道路整備事業推進大会について説明させていただきます。

お手元の資料、まず1番目の大会の開催日でございますけれども、記載のとおり、10月24日火曜日、午後1時からでございます。

2番目、会場でございますけれども、こちらは千代田区でございます砂防会館でございます。この会場につきましては、一昨年までは日比谷公会堂でございましたけれども、昨年の4月より、改修工事のため、しばらく休館ということで、昨年の大会からこの砂防会館で行っているところでございます。

次に、3番目の大会の概要でございますけれども、開催主旨でございますが、こちらは記載のとおりでございます。広域化する交通混雑の緩和、安全で快適なまちづくり、道路、橋梁、鉄道連続立体交差等の整備、都市モノレール等の整備、こういったものの促進を図ることを目的としてございます。

(2)番をご覧ください。主催でございますけれども、都内の区市町村、後援につきましては記載のとおりでございます。

それから、1つ飛びまして(4)の動員目標でございますけれども、23区26市13町村が参加する予定でございます。今年度は800人でございます。昨年度も同様に800人ございました。一昨年度、日比谷公会堂のときには2,000名でございましたけれども、先ほど申し上げました会場の変更に伴い、去年から動員数が縮小となっております。

ちなみに、一昨年までの会場の日比谷公会堂でございますけれども、昭和4年に建設され、耐震を主な目的とした改修ということで、まだ工事の完了の時期は示されておりません。本大会は、しばらくはこの砂防会館で継続して開催される予定とのことでございます。

最後に、出席いただきます委員におかれましては、別途、当日のご案内をさせていただき予定でございます。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 平成28年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価について

○たけうち委員長

最後に、(4)平成28年度指定管理者による管理に対するモニタリング・評価についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○長尾住宅課長

それでは、私から、平成28年度における区営住宅、区民住宅の指定管理者による管理に対するモニタリング・評価について報告いたします。お手元の資料をご覧ください。

最初は、株式会社品川宅建管理センター分です。

平成28年度は、区営住宅439戸、ファミリーユ西五反田西館・東館を除く全ての区民住宅396戸、合計835戸を管理しておりました。

業務の概要は、入退去の管理、建物の保全、修繕、住宅の適正使用の確保などです。

資料中ほどの管理運営実績に関する統計情報の欄とあわせて、その下の総括の欄をご覧ください。

平成28年度も前年度に引き続き、使用料の収納率向上を重点テーマとして取り組みました。区営住宅の収納率は、0.02%前年度を下回っておりますが、区民住宅については、0.13%前年度を上回る結果となっております。

一方、恒常的な滞納者や退去者の滞納解消が課題となっておりますので、連帯保証人への督促など、収納率の向上に引き続き取り組んでまいります。

退去から入居までの平均日数は、前年より1.5カ月ほど短くなり、118.5日となっております。

今後も新規入居者へのご案内が円滑に進むよう努めてまいりたいと思います。

また、平成28年度は、西中延区営住宅建替後の意見調整や、借上型区民住宅2棟31戸の返還も円滑に実施しております。

次に裏面をご覧ください。

3番のサービス向上および業務改善の視点ですが、各住宅の巡回頻度を増やすことで、自治会役員や入居者などとよくコミュニケーションをとるようにし、把握したご意見、ご要望を管理業務に反映するよう努めております。

以上から、下段の経営会議における評価結果となっております。

次に、もう1つの資料をご覧ください。

こちらは、区民住宅ファミリーユ西五反田西館98戸、東館400戸、合計498戸の指定管理者である株式会社東急コミュニティー分です。

業務の概要は、株式会社品川宅建管理センターと同様となっております。

資料中ほど、管理運営実績に関する統計情報の欄とあわせ、その下の総括の欄をご覧ください。

西館の使用料収納率は、前年度に引き続き100%を達成しております。

東館の収納率は、0.2%前年度を下回っておりますが、99.73%と高い収納率となっております。

恒常的に使用料を滞納する入居者への対応など、収納率の向上に引き続き努めてまいります。

また、退去から入居までの平均日数は、前年度より半月ほど短くなり、114.14日となっております。

次に、裏面をご覧ください。

1番の区民満足の視点ですが、町会との連絡窓口の設置や、町会の集まりへの参加などを通じて、入居者のご意見、ご要望を反映できる体制を構築し、区民満足の向上に努めております。

また、3番のサービス向上および業務改善の視点ですが、設備定期点検などを通じて、不具合箇所の早期発見に努めており、メンテナンス事業者の提案内容に対して、指導・チェックを行うなど、効率的な業務を実施しております。

以上から、下段の経営会議における評価結果となっております。

○桑波田交通安全担当課長

私からは、平成28年度、区営自転車等駐車場における指定管理者による管理に対するモニタリング・評価の結果についてご報告いたします。総括シートに基づきまして、説明させていただきます。

施設名称は、品川区営自転車等駐車場です。区営の自転車等駐車場のうち、大崎地区を除いた23カ所について、指定管理者による管理を行っております。

指定管理者は、日本コンピュータ・ダイナミクス株式会社となります。

設置目的、指定管理者業務の概要および平成26年度から平成28年度にかけての管理運営実績に関する統計情報および収支決算書の概要については、資料のとおりであります。

平成28年度の総括ですが、積極的な評価として、サービス向上については、定期的巡回や指導を行うとともに、接遇改善を行うことにより、サービスの向上をはかったこと、業務改善への取組みについては、統括責任者が毎日来庁し、ハード面の課題から要望等、情報共有をし、協議を行ったこと。

また、収支につきましては、限られた駐輪スペースを有効に活用するため、適切に場内誘導をした結果、使用料が委託料を上回ったことについて評価いたしました。

一方、改善が必要な事項として、チャイルドシート付電動自転車などの増加により、一部の駐輪場では整理困難な状況が見られ、実情に合った取組みが求められております。

裏面をご覧ください。

改善が必要とされた原因の分析および対応方針についてですが、多様化する自転車利用者のニーズにこたえるため、駐輪場の増設や改修工事を行い対応してまいります。

評価の視点の別コメントとして、1、区民満足の視点については、地下機械式駐輪場の開設に際し、これまでの経験を生かし、適切な車検の実施や利用方法の周知など、円滑に開設できたことを評価しております。

2の予算執行の視点ですが、専用管理システムの運用や警備会社を活用した24時間対応など、効率的に運営されていると認められます。

3のサービス向上および業務改善の視点ですが、個人情報の管理の徹底、大型自転車利用者への補助のほか、接遇に関する指導、現場の抜き打ちチェックを行うなど、サービスの向上を図っております。

4の組織管理体制および業務の適正執行の視点ですが、現場責任者である上長会議を毎月開催し、問題点の共有化を図る体制を構築していることや、機械機器の故障等に対しても、サポートセンターで24時間365日対応しており、現場への臨場が必要な場合には、提携の警備会社から警備員を即応させる体制が整っていることなどは評価できます。

以上の内容につきまして、経営会議における評価結果として、引き続き、個人情報の厳正な管理を徹底するとともに、利用者ニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供や、管理員の接遇の向上を図ることとの評価がありました。

○たけうち委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○新妻委員

ご説明ありがとうございました。自転車の駐輪場のことでお伺いさせていただきます。

ここに自転車定期、当日、バイク定期、当日と利用率が書かれておりますけれども、この当日と定期のバランスといえますか、定期と当日の利用率は場所によって違うと思うのですが、このバランスは、利用率を見て変わっていく、定期が少ないから当日を多くしようとか、逆に定期が足りないから当日を減らしてというような、そういうことは日常行われているものなのでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

区営の駐輪場のほうは、定期と当日ということでご利用いただいておりますけれども、今現在、そういった改修工事も実施しておるところですけれども、やはり定期をご利用していただきたくても、どうしても場所がなくて使えないという方もいらっしゃいますので、そういったとこすは定期利用者のご要望にこたえるために、枠を広げるですとか、定期利用、一時利用の場所を一時定期に回すとか、そういったバランスを見ながら、各駐輪場のほうで実施しているところでございます。

○新妻委員

ありがとうございます。

大井競馬場前駅の運河沿いのところにも駐輪場がありまして、ここは機械式ではなく、人がいて、人がお金も回収をしてくれて置いていくということで、その場所に、かなり大きなところですが、人が周辺に増えたせいか、当日の利用枠が非常に少ないことが見受けられるのです。なので、ちょっとここ、調査をしていただいて、かなり広い、置く場所がありますので、定期のところをちょっとずらして当日枠を増やしていただく対応をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

大井競馬場の駐輪場につきましては、ここはまさに平置きということで、白線だけを区切って使っているところでございます。

また、ここは定期利用の利用率が非常に低い状況にありますので、その分、当日も多いという状況があります。この辺は指定管理者とも、そういった人員の関係等もありますので、その辺はよく調整させていただきながら検討していきたいと思っております。

○新妻委員

よろしく願います。

○安藤委員

駐輪場のことでございますけれども、今のところは、当日、定期というところですが、それは指定管理者の仕事というよりも、区が決めるところなのですか。そこら辺はどうなっているのかと、そういう裁量権があるのか、それともそこは区でしっかり決めていることなのか、そこを確認したいのと、あと、定期の利用率が下がっていて、当日がかなり上がっているのですけれども、これは原因は何でしょうかというのが2点目です。

それと、使用料と委託料の関係なのですけれども、お伺いしたいと。改修工事の費用と書いてありますけれども、改修工事費用の出どころは、あわせて、使用料の委託料の関係でお答えいただきたいと思っています。

○桑波田交通安全担当課長

まず、区営駐輪場の当日、定期、こういったものは各駐輪場によって全然状況が違うところもあります。こういったところは指定管理者と区でいろいろ協議しながら、そういった比率ですとか、バランスについては決めているところがございます。

また、自転車の定期のほうは、平成27年度より減っておりますけれども、やはりこういったところは、大型車への対応が増えてきたことによって、やはり自転車の置く場所に狭くて、使えるような状況が影響して年々下がっているという状況だと思います。また、そういったことと関連して、現在、駐輪場を広げるような作業を実施しているところがございます。

また、当日につきましては、やはり指定管理者のほうで、あいている場所をうまく誘導しながら使っていただくようにやっておりますので、そういったところで若干上がってきているということがございます。

また、改修につきましては、大型な改修工事は区のほうの予算で工事を組んで改修をしているところがございます。

○安藤委員

わかりました。そうですね、この前、そういった改修工事の報告もありましたけれども。

管理委託料と使用料の関係は、根本的なところで申し訳ないのですけれども、委託している事業者が委託料が入る。あと使用料もある。それはどういう関係で委託先は運営しているのかということをお伺いしたいと思いますのと、統括責任者の方が平日毎日来庁しているということですが、すごいことだなと思ったのですけれども、毎日来庁して何をやっていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

あと、区営住宅のほうにもいきますけれども、これも同様に管理委託料と使用料がありますけれども、この関係についてお伺いしたいと思います。

裏面に経年劣化による修繕が経常化しているけれども、予算の範囲内で適正な維持管理をしているとありますけれども、これ、修繕費の出どころは、そうなると、自分たちでやりくりしているということなのでしょうか。そこら辺もご説明をお願いします。

○桑波田交通安全担当課長

まず、委託料のほうなのですけれども、こちら年によりまして増設するですとか、今年は地下機械式駐輪場が大森駅にできました。こういったところで委託料も増やしてやっておりますところがございます。

また、使用料は、やはり使っていただくために税金だけを投入して委託料、使用料も低くなるというのは、よろしくないことだと思いますし、また委託料につきましても、必要な数だけは指定管理者にはお支払いしてやっておりますところがございます。

また、来庁の関係なのですけれども、こちらはNCDの方が当日の使用の状況の日報等もお持ちいただきまして、当日あったようなこと、もしくはいろいろな要望等があった場合は、当区の係のほうにお届けいただいて、いろいろな検討を重ねていくというようなことで、毎日来ていただいているところがございます。

○長尾住宅課長

区営住宅の委託料と使用料に関してですが、こちらには、資料に記載しておりますのが、区営住宅だ

けではなくて、ファミリーユ西五反田西館・東館を除く区民住宅も合わせた金額にはなっております。管理運営委託料も同様になっております。

修繕のお話ですけれども、この指定管理料の中で組み込まれた形で指定管理者がこの予算の範囲内で行っているものでございます。

○安藤委員

わかりました。

では、駐輪場のほうですけれども、裏面のところで、サービス向上および業務改善の視点というところで、短時間駐輪等の場合は近隣の無料駐輪場へ誘導とあるのですけれども、そういうこともやっているのだと思いましたが、ストレートに短時間無料枠を区として設けてほしいのですけれども、誘導もいいのですけれども、そのほうが利用者の方としてもいいのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。短時間無料枠を設けない理由は何かあるのかと、お伺いします。

区民住宅の件は、宅建のほうですけれども、裏面に、居住者から得た意見や不満というのが書いてあるのですけれども、一番上です。これらの意見や要望を住宅管理に反映させているというふうにあると思うのですが、これはいいことだと思うのですけれども、具体的にはどのような意見が出ていて、それを反映させているというのは、具体的にはどのような例があるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○桑波田交通安全担当課長

料金の関係なのですけれども、商業施設等は、そこに買い物に来ていただく方が買い物をする時間、こういったものは無料にしておりまして、その後、時間が経過すれば、お金が課金されていくという状況になっております。区におきましては、やはり通勤・通学の方にお使いいただく、そういった長時間とめる方に対してご利用いただくということもありますので、やはり無料にしますと、短時間の自転車が増えることによって、本来必要な人が使えなくなるということがありますので、現在のところ、考えていないというところでございます。

○長尾住宅課長

居住者の意見、要望の具体的内容についてというご質問ですが、例えば、日常的な生活に絡みます生活音に関してのトラブルであるとか、あとは、自転車や駐車場の利用に関してのご意見や苦情等が挙げられます。それらに対して、直接関係する方が把握できる場合は、その方たちに対してお話を直接伺い、双方向った上で、適切なアドバイスといいますか、仲介に入るであるとか、あとは、その当事者だけではなくて、住まわれている方皆さんに通じるお話になりますので、掲示板等に、それに関する注意喚起の掲示を張るであるとか、そういった対応をしております。

○安藤委員

わかりました。

○西本委員

まず、宅建のほうです。改善が必要とされる原因というところで、滞納者に対する、特に連帯保証人に対してもというところがあります。これは滞納者への対応は、全てこの宅建にお願いをしているのでしょうかということ。

それから、高齢化になってくると、区営住宅だとエレベーターがないので、非常に混乱を来すようなケースが出てきた場合に、住み替えるというのもやはり必要ではないかと思うのです。低層階に移動するとか、そういう対応もしていかないと、高齢者の方々が大変かと思うのです。そういうケースが出てきているのではないかと思うのですが、そういう対応をどう考えられているのかということが2点目。

3点目は、ひとり住まいの方々がかなり出てきていると思うのです。その場合の、場所によっては、区営住宅の中で見回りとかいろいろやっているような状況もありますけれども、やはりそれだけだと、やっている場合はまだそれで十分に対応できているのかという思いもあるのですが、全体にそういう形になっているのではないのではないかと思います。そういう対応をどこまで宅建の方にお願ひできるものなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、駐輪場の件なのですが、まず、大森駅水神口のほうですが、この運営はどんな状況ですかということ。うまくいっていますか、情報がありましたらいただきたいというのが1つ。

それと、ある方から相談されて、長期、例えば緊急で入院してしまった。置きっぱなしになってしまった。それを駐輪場のほうに、そういう状況なのでしばらく取りにいけませんということで、いついつとりに行けますという連絡を入れたにもかかわらず、とりに行ったときに苦情を言われたという、そういうことがありましたので、それについて、そういう長期にわたってなかなか行かれなくてそのまま放置になっている場合もある。何も言わないで放置はよくないと思いますし、それなりの対応があるかと思うのですけれども、ただ、申告してとりに行けなくて申し訳ありませんという形で、もちろん支払わなければいけないお金は支払っているわけですが、それを連絡したにもかかわらず、非常にクレーム的なのとか、注意を受けたということで、非常にご立腹された方がいらっしゃいました。それに対する引き継ぎみたいなものはどうなっているのでしょうかということ。

それから、料金の話がありました。あそこは1回入れると、間違ってしまったとか言って引き出そうと思っても引き出せないのです。「150円入れてください」と言われてしまうのです。なので、間違っ入れてもの、今入れた、だけど、また行かなければいけないからってキャンセルはできませんね。これは、2時間無料とか、そういう意見もありましたけれども、「今入れてしまったのですけれどもキャンセルしたいのです」と言った場合に、そこに管理者がいるのであれば、そこは免除していただきたいと、入れて1分もたたないのに、「150円入れてください」と言われるのは、ちょっとこれはつらいものがあるのではないかと。その工夫も何かできないのですか。例えば、5分は出入りできたけれども、それ以上たつと鍵が施錠されてというようなことがあったような気がするのです。今は入れてしまうと、1分でも、入れたら出すときに150円かかってしまうという、そういう現状になってしまったのですけれども、それは何か工夫できないのでしょうか。いかがでしょうか。

○長尾住宅課長

まず、滞納者の方への対応のお話ですが、滞納が発生しました最初の1カ月、2カ月のところでは、指定管理者のほうで訪問や電話等で直接お話を伺うような対応を行っております。

ただ、それが長期的になってくる、あるいは頻度が増えてくるといった状況が見られる場合には、また福祉的な観点の対応が必要である、そういったような事例がありましたら、区の住宅課も協議しながら適切な対応がとれるように連携して動いているところです。

あと、区営住宅は高齢化も進んでいてというところのお話ですが、区営住宅については、住替えができるような規定自体はございます。

具体的に言いますと、条例の9条に書かれておりますが、先ほどあった体の不自由な状況が発生した場合であるとか、住まわれている方双方が希望されて合意が得られている場合というところが挙げられております。ただ、現実的には、区営住宅は入居率がかなり高いもので、なかなかそういうふうな制度を活用する機会がないのが現状ということになっております。

3つ目につきましては、高齢のひとり暮らしの方への対応ということですが、区のほうでも、

特に高齢の方、65歳以上の方が住まわれている状況も把握しておりますので、区営住宅であれば宅建管理センターになりますけれども、日常的に住宅の方に向かうことがありますので、そういった機会も活用しながら、ちょっとお話を伺いに行くとか、見かけたら声かけをすとか、そういったところは日々の業務の中でも対応するように心がけているところです。

○桑波田交通安全担当課長

まず、大森の地下機械式の関係なのですけれども、こちちは順調に、4月に開設してから利用者も増えておりまして、区民の声等でも、本当につくっていただいてありがとうございますというようなお礼の言葉等も聞いております。

また、今年度にかけてまして、上層部のほうも改修していきますので、放置の関係も改善されていくものと見込んでおります。

あとまた、各場で管理して管理人がいるのですけれども、そこにエリア長ですとか上長が行って、日々そういった状況を確認させてもらっています。そういった引き継ぎがうまくいっていないこともあったというところですので、その辺はもう一度改めまして、そういったものに対する引き継ぎもしっかりとやって、齟齬のないようにやっていくように話をしてまいります。

あと、料金の関係なのですけれども、やはり今回、西大井のほうにつくるものも電磁ロック式ということで、自転車をスペースに入れますとロックがかかって抜けないというような設備でございます。これはほかの駐輪場のほうでも入れていますが、それ以外に、今度、自分で発券機で券を買ってもらって、そのシールを張ってもらうような場所もありますので、そういった両方の対応をしているのですけれども、なかなか間違えて入れたものをすぐに引っこ抜くというのは、今の機器の状況では難しいのではないかと考えております。

○西本委員

宅建のほうはわかりました。

滞納の場合、区も関与してということがありますので、いろいろなケースがあると思うので、もちろん答弁にもありましたように、福祉関係につながなければいけないケースとかいろいろありますので、共同していろいろとお願いしたいと思っております。

その際も、なかなか相手先があることなのでということはあると思いますが、これも状況を把握しながら、うまい具合にできる可能性があるのだったら、タイミングによるとは思いますが、お願いいたします。

あと、ひとり住まいの対応、これは本当に深刻で、亡くなられているケースもありますので、ここもできれば区営、区民も含めて、宅建の方と一緒に、住民たちと一緒にやれたらいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

自転車のほうなのですが、料金だけです。これは前のシステムというか、機械だったときに、たしか5分ぐらいは大丈夫だったような気がしたのです。余裕があった。1回入れても出せたと思うのです。入れて、「あっ、間違った」とできたと思うのです。いつから変わったのかと思うのですけれども、そちらのほうは配慮はできていたと思うのです。多分、ちょっと前だとは思ひますけれども、そんな感じがしていたので、最近は150円要るのだと思ひて使っているのですが、そこら辺の経過を調べていただいて、可能であるならば、そのぐらいの配慮はしてほしいと思ひます。やはり入れて間違ひ、間違ひほうが悪いでしょうというのはあるかもしれないですけれども、そうではなくて、やはりあとは管理されている方がいらっしやるので、そこにお願ひをして「ごめんなさい」と言うことで、多少勘弁

してもらえるのか、そこら辺は考慮していただきたいと思うのですけれども、それを悪用する人がいるかもしれないです。2時間も3時間も預けておきながら、「すみません、今入れたのですけれども」などと言ってくる可能性もあるのですけれども、でも、それは、多分、ラックのほうにメーターか何かあると思うのです。仕組みがどうなっているかわからないのですけれども。そこら辺はある程度わかる可能性はあると思うので、そこら辺の考慮はしていただくことはできないのでしょうか。昔の経緯はご存じではないですよ。

○桑波田交通安全担当課長

このラック式で電磁ロックというのは、私の知る範囲では、5分間無料だったということは把握がないのですけれども、やはり不正利用と申しますか、ちょこっとかけてロックがかかるまで入れない人とか、脇に置いて入れたように見えるような感じとか、そういった不正に利用する方も中にはいて、そういった人のために区のほうでも、やはり入れるところは押し込んで入れたりとかやっておりますので、やはり一番は間違えないと申しますか、それを使うために持ってきていますので、その辺は注意して使っていただければと思います。

○西本委員

わかりました。

○いながわ副委員長

駐輪場の件で本当に細かいことなのですが、その前に、これは、指定管理者にモニタリングシートか何か出して、どういう取組みをしているかを全部書いてもらって、最終的に品川区の所管がそれを確認して、この総括シートに何か書くという感じで流れとしてはいいわけですね。もしそうなのであれば、ここに書いてあるサービス向上および業務改善の視点というところは、品川区の所管がそれを見て感じたことが書かれているのですけれども、これ、一番下の「管理員に対しては、接遇に関するテストを合格するまで受験させるなど、接遇の向上に努めている」と書いてあるのですけれども、これ、細かいことで申し訳ないのですが、すごく引かかるのです。まず、この接遇に関するテストとは何なのですかという。それを詳しく、簡単にでも構わないので教えてください。

○桑波田交通安全担当課長

まず、この総括シートなののですけれども、1年間の指定管理者の業務報告ということで、いろいろな取組みをやってきたこと、そういったものを冊子になっているのですが、こういったものでいただいております。その中からこの項目に該当するところを抽出しまして、文章にまとめているところでございます。

また、この接遇に関するテストなののですけれども、こういったものは利用者への対応ですとか、個人情報取扱いですとか、20問程度のテストを行いまして、サービス向上に齟齬がないように努めるような内容のテストになっております。

○いながわ副委員長

いや、僕がすごく引かかったのが、おそらくこの接遇に関するテストは、指定管理者の社内テストなのでしょうね。社内テストの中で合格するまで受験させるという、このことをまた評価するところを書いてあること自体が、ちょっと違うのではないかと。本来そういうテストは、内部でやって、やりながらもそのテストにパスをした人間が、年に2回、しっかりとそういった接遇の研修を受けています。だったらわかるのですけれども、何かこの部分が、ここを品川区が評価しているというのが非常に何か、本当にそれでサービスの向上になるのかと。要は、テストに1回合格してしまえば、もういいので

すねという話にはしか見えないのです。おそらくここで働いている管理員は、若い人ではなくて、おそらく年齢を重ねられた人というか、比較的年が高齢という言い方はおかしいかもしれない、そのような方々のような気がするのです。その中で1回テストをやって、しかも何回もやってようやく受かって、お客様の対応をして、1年間何もなかったら、またもとに戻ってしまうような気がするし、だから、これ、評価する視点が違うのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○桑波田交通安全担当課長

これは管理員の方が新しく採用になりまして、どこかの駐輪場へ行く。こういったときに、事前の教養で実施されているものでありまして、それ以降も、毎月上長会議等がありまして、そこでの指示事項ですとか、こういった事案があったのだということは、逐一現場で働いている方にも情報提供ですとか、こういったことが問題になったので改善するようにとか、いろいろな共有についても、逐一やっているところでございます。

○たけうち委員長

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

4 その他

○たけうち委員長

最後に、予定表4のその他を議題に供します。

まず、今定例会の一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の一般質問中、建設委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる一般質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、所管質問がございましたら、ご発言願います。

いらっしゃらないようですので、一般質問に係る所管質問について終了いたします。

その他で何かございますか。

○古巻防災課長

私からは、9月17日から18日にかけて関東地方に接近いたしました台風18号に対する品川区の対応および区内の被害状況についてご報告をいたします。資料はございませんので、口頭でのご報告となります。

事前の予報からですけれども、台風18号につきましては、連休後半の9月17日から18日にかけて、東京地方に最も接近する見込みと予測されたために、区では連休前、15日の午後3時30分より、水防体制に関する検討会議を開催いたしまして、連休中の職員体制および連絡体制について確認を行っております。

その後、台風の接近に伴いまして、品川区に対しては、17日の午後4時48分に大雨注意報が発表され、また、18日午前1時44分に洪水注意報が発表されたという状況です。

東京湾の満潮時刻が18日午前3時過ぎだったため、満潮時刻の前後で、目黒川、立会川とも、一部の観測地点で注意水位を超えたということがございましたけれども、その後、降雨がおさまったために、それ以上に水位が上昇することはありませんで、区内では降雨による被害は発生しておりません。

また、雨量の増加とともに風が強まりまして、18日の午前2時20分過ぎ、その影響で東品川一丁目、工事用の足場が電線に向けて倒壊いたしました。その関係で北品川一丁目、二丁目および東品川一丁目付近で、約500戸が停電との連絡が東京電力よりありました。停電につきましては、午前3時過ぎに復旧をいたしております。また、足場の撤去作業につきましては、消防が実施しておりますけれども、18日午後4時30分過ぎに撤去完了という報告を受けております。区では、18日午前中から現場付近の状況を調査いたしまして、人的な被害や停電以外の被害がないことを確認しております。

また同様に、強風のためですけれども、八潮三丁目2番付近の都道で、歩道で倒木が1件発生したということで、警察によりまして撤去作業が行われた旨、19日の午前中に警察署から防災課のほうへ報告がありました。この件に関しましても、人的な被害はございませんでした。

なお、台風に伴う区内の警報の発表はございませんで、大雨、洪水の各注意報につきましては、18日午前5時17分に解除されたという状況でございました。

○たけうち委員長

報告が終わりました。

本件については、ご確認等ございますでしょうか。

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たけうち委員長

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これをもちまして、建設委員会を閉会いたします。

○午後2時55分閉会